

経営系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

経営系専門職大学院名称 : 大原大学院大学
会計研究科会計専攻

目 次

序 章	1
本 章	
1 使命・目的・戦略.....	5
2 教育内容・方法、成果	
(1) 教育課程・教育内容.....	9
(2) 教育方法.....	21
(3) 成果.....	31
3 教員・教員組織.....	34
4 学生の受け入れ.....	41
5 学生支援.....	48
6 教育研究等環境.....	52
7 管理運営.....	59
8 点検・評価、情報公開.....	63
終 章	75

序 章

(1) 大原大学院大会計研究科会計専攻の設置の経緯及び目的、特色について

<専攻の設置の経緯>

大原大学院大学の経営母体である大原学園は、1957年（昭和32年）、東京都千代田区に大原簿記学校として誕生し、その後、全国に簿記教育を啓蒙・普及させるとともに、法律、情報、医療などを含む専門学校として発展してきた。創立者である武市春男は、昭和の初期から商業学校で商業教育に携わってきたが、戦後間もない1951年（昭和26年）に米国教育を視察した際、米国では職業教育がきわめて活発であることに触れ、わが国でもそのような教育を通じて有為な人材を産業界に送り出すことの必要性を痛感し、大原簿記学校を創設したのであった。以来、今日に至るまで半世紀余にわたり、大原学園は、専修学校の専門課程および社会人教育を通じて、公認会計士や税理士などの会計専門職業人を多数世に送り出してきた。こうした中、専門職大学院が制度化されたことを契機に、大原学園はそれまで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、わが国の経済発展にいっそう寄与することを志向して、2006年（平成18年）、会計専門職大学院会計研究科会計監査専攻のみを設置する独立大学院として大原大学院大学を設立した。

このように設置時の専攻名は「会計監査専攻」である。それは、設置時においては、主として監査業務に従事する人材の養成を目的としていたからである。しかし、その後、経済環境の悪化等の理由により公認会計士の就職状況が極めて厳しくなり、公認会計士試験の合格率も低下したことから、公認会計士になること自体を目指す者が大幅に減少した（試験出願者数はピーク時の60%減）。もともと主たる入学者を、公認会計士を目指す大学卒業生と想定していた本専攻にとって、その影響は極めて大きく、2011年度には入学定員充足率27%、学生収容定員充足率30%にまで落ち込んだ。このような危機的状況に直面して、公認会計士志願者数の回復は早々には見込めないこと、また本専攻における修了生の修了後の進路状況なども勘案し、本専攻が養成する人材像を再検討したところ、それを主として監査業務に従事する人材とすることは適当ではないとの結論に至り、2014年度より養成する人材像を、①公認会計士、②税理士、③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストと改め、より広範な会計業務に対応できる人材を養成することにした。これに伴い、専攻名を「会計監査専攻」から「会計専攻」に変更し現在に至っている。

<専攻の設置の目的>

本専攻は、会計専門職大学院における研究科として、「学術的な研究による知識」「実務で求められる技能」「高い職業倫理観」を備えた高度会計専門職業人を養成することによって社会に貢献することを目指す。

今日、会計の果たす社会的責任は、ますますその重要性を増してきている。また企業のグローバル化、高度情報化の進展など社会環境の激変は、財務会計と管理会計の双方の内容にきわめて大きな変化を及ぼしている。とりわけ、会計基準を国際的標準に合わせることは、今日の会計における重要なテーマの一つである。さらに、名門企業の粉飾決算が発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業会計の信頼性とわが国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題となっている。一方、税務に目を向けると、独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ることが必要である。こうした課題に応えるためには、学術的研究と実務的技能を高度に兼ね備え、加えて職業倫理観と論理的判断力を合わせ持った高度会計専門職業人の要請が何よりも必要となってきた。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的としている。

<専攻の特色>

本専攻の主な特色は以下のとおりである。

- 1) 高度会計専門職業人に必要な知識・技能を、体系的、段階的に学べるカリキュラムを編成していること。

本専攻は、会計主要分野の授業科目として、財務会計系 21 科目、管理会計系 9 科目、監査系 7 科目、租税法系 11 科目を配し、さらに周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目として、会社法を中心とする法律系 8 科目、経済・経営系 10 科目、情報・統計系 3 科目を配し、学生が目指す会計専門職業人像に応じて幅広く自由な選択をもって多くの学修が可能となるようにしている。また、以上の 7 系統 69 科目を、基本科目、発展科目、応用・実践科目と段階的に学んでいくことで、理論と実務の架橋教育を為し、2 年間という限られた期間で即戦力となり得る会計専門職業人を養成する。

- 2) 1 学年 35 名定員という少人数の利点を生かして、学生の主体的参加を促す双方向性の高い授業が行われていること。

応用・実践科目群には 2 年次に選択必修科目として演習科目が 23 科目配置されているが、それらの多くで、事例等をシミュレートした教育、プレゼンテーションやディスカッションといった手法を取り入れた授業が行われており、知識や技能の修得だけではなく、現場の実務に必要となる論理的思考力や分析力あるいは問題解決力を培うことを可能としている。

- 3) 修士論文の指導を行える体制を整えていること。

周知の通り、専門職大学院の学位課程に本来修士論文の作成は含まれていないが、本専攻では特に税理士を志望する学生に大学院における研究成果を修士論文としてまとめたいという要望が多いため、通常の授業科目の編成とは別に、修士論文の作成を指導するための研究指導科目を 4 科目配置し、修士論文作成希望者には、それらの科目の履修と論文最終試験に合格することを修了要件として加え、会計学（財務会計分野に限る）および税法分野の論文指導を行っている。

- 4) 研究者教員と実務家教員がバランス良く配置されていること。

本専攻の専任教員 14 名のうち実務家教員は 6 名であり、また客員教員・兼任教員を合わせた 25 名のうちの約半数が公認会計士あるいは税理士登録者である。実務者教員は単に実務経験があるというだけではなく、実務に関する優れた専門書を著すなど、高度な実務能力に加え相応の研究実績も合わせ持っており、理論と実務の融合的な教育に役立っている。

- 5) 学年担任制によるきめ細かな指導・支援が行われていること。

1 学年 35 名定員という少人数制のもと、各学年次に担任教員が置かれ、入学前の準備指導から入学後の履修指導、学生生活の相談、将来のキャリアプランまで、各人の個性や能力に合ったきめ細かな個別指導を行っている。

- 6) 昼夜開講制により、学生がライフ・スタイルに合わせて学修できるよう配慮していること。

本専攻は、ほとんどの授業科目を昼時間帯と夜時間帯の両方に配置しているため、昼間中心に履修することも夜間中心に履修することも、昼夜間を通して履修することも可能となっており、学修専念の学生はもとより、働きながら学ぶ社会人にとっても学習しやすい環境を整備している。

- 7) 様々な種別の入学試験により、多様な学生の入学を可能としていること。

特に、本専攻のAO入試や留学生特別入試は、高度会計専門職業人を志す者であれば会計初

学者でも入学できる入学試験として広く大学院の門戸を開放している。これらの志願者は、入学試験合格後、本専攻の授業が始まるまでの間、本学の経営母体である大原学園が運営する簿記学習講座を無料で受講でき、さらに本専攻の専任教員が学習の進捗を管理し必要に応じて補習を行うことで、本専攻の授業に必要な会計知識を身に付けることができる。

- 8) 本専攻の学生は、正課の授業とは別に、課外講座として本学の経営母体である大原学園が運営している各種資格試験受験講座を無料で受講できること。

言うまでもなく、大学院で専門職学位課程を修めても、公認会計士や税理士として実際に活動するためには資格試験に合格することが必要であり、多くの学生は大学院で学修を行うと同時に、学外では資格取得のための受験勉強も行っている。本専攻では、こうした学生のために本学の経営母体である大原学園が運営している「公認会計士受験講座」「米国公認会計士 (USCPA) 受験講座」「税理士受験講座」「日商簿記検定 1 級受験講座」「英文会計 (BATIC) 講座」などの各種受験講座を、入学手続き完了後から無料で受講できる課外学習制度を設けている。さらには、受験講座だけではなく社会人学生に対するリカレント教育のための学習講座も対象とし、学生の経済的支援・キャリア支援を行っている。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

本専攻においては、自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価作業を行っている。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価項目の設定、資料の収集および分析、各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認、それらに基づく自己点検・評価などを行い、委員は専任教員、事務局職員および経営母体である学校法人大原学園理事会および評議員会の指名を受けた者から成り、教育研究活動だけではなく施設・設備、運営および財務状況も含めた全学的な点検・評価が行える体制となっている。

また、本専攻においては、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改革・改善に繋げる機関として、将来計画検討委員会が設置されている。将来計画検討委員会が、自己点検・評価過程において指摘された問題点について原因の所在を明らかにして改善への方針を決定し、具体的な改善策の策定に着手あるいは、必要に応じて教務委員会や入試委員会、施設委員会などの各委員会に改善策の具体的な策定を指示する。委員は、内部質保証を推進する委員会としての重要性および統率性に鑑み、学長、研究科長、副研究科長、事務局長からなる大学執行部が選出されている。

2010 年度に開学以来初となる経営系専門職大学院認証評価を受けることを機に、公益財団法人大学基準協会（以降、本学・本専攻はすべての第三者認証評価を同協会を受審している）による経営系専門職大学院基準の項目および方法にしたがって 2009 年度に初めての自己点検・評価作業を行い、その結果を「2009 年度点検・評価報告書」として大学ホームページに公表した。その際には、同協会から経営系専門職大学院基準への適合判定を得たものの、定員管理、自習室の整備、図書資料に関する 3 項目の勧告と 21 項目の問題点（検討課題）が付された。2013 年には、これらの指摘に対する「改善報告書」を提出するとともに大学ホームページに公表したが、2014 年の同協会の「改善報告書検討結果」において、「これらの勧告及び問題点（検討課題）を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことが確認できた」との評価を受けている。同認証評価においては「自己点検・評価は第三者評価と結び付けて行われるものに限定されるわけではなく、教育研究の質向上のため組織的・継続的に行われていくべき性質のものであるため、実質的かつ継続的な自己点検・評価に取り組むことが必要である」旨の提言（検討課題）があり、また、2012

年度の大学評価（認証評価）を受審した際にも、再び「定期的かつ自主的な自己点検・評価が実施されておらず、学内の諸活動に対する内部質保証を確実に実行するための体制やシステムが整備されていないので、改善が望まれる。」旨の指摘（努力課題）を受けたことから、本専攻は、自主的な自己点検・評価を行い、内部質保証を確実に実行するための一つの仕組みとして、学外有識者 3 名から構成される外部評価委員会を設置し、認証評価に依らずとも学外からの評価を仰ぎその意見を反映させる体制を整えた。

しかしながら、1 研究科 1 専攻（会計研究科会計専攻）のみを有する独立大学院である本学・本専攻は、

- 2010 年度 経営系専門職大学院認証評価
勧告 3 項目・問題点（検討課題） 21 項目
- 2012 年度 大学評価（認証評価）
改善勧告 1 項目・努力課題 8 項目
- 2015 年度 経営系専門職大学院認証評価
勧告なし・検討課題 17 項目
- 2019 年度 大学評価（認証評価）
是正勧告なし・改善課題 7 項目
- 2020 年度 経営系専門職大学院認証評価

と、平均して 2～3 年に一回、認証評価機関による認証評価を受審し、さらにその合間にはそれぞれの改善報告書を提出しその評価を受けている。小規模で専任教員が少ないこともあり、以上の二つの認証評価の申請に向けた自己点検・評価と当該認証評価で指摘された問題点や指摘事項の対応にほぼ追われていたのが実情であって、結果として、第三者認証評価という機会を利用することで、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価が組織的かつ継続的な取り組みとして実施されてきたと考えている。結局これらとは独立した自主的な自己点検・評価には至っておらず、現状では外部評価委員会も活動実績はない。

2012 年度の大学評価（認証評価）においては、大学基準への適合認定を得たものの、定員の未充足に関する改善勧告 1 項目と努力課題 8 項目を付された。2015 年にはその「提言に対する改善報告書」を提出したが、2017 年の同協会「改善報告書検討結果」において、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされている。

さらに 2015 年度に 2 回目の経営系専門職大学院認証評価を受審した際には、再び経営系専門職大学院基準への適合認定を受け、勧告はなかったものの検討課題 17 項目が付されている。2017 年にはこれらの指摘に対する「改善報告書（検討課題を踏まえた課題解決計画）」を同協会に提出している。

以上のように、本専攻は、認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応するとともに、自己点検・評価の結果について、教育研究活動の改善・向上に適切に結びつけている。

小規模であり教職員数も少ない本学が、平均して 2～3 年に一回、公的な認証評価を受審するという状況の中で、自主的な自己点検・評価作業をどのように位置付け、あるいは外部評価委員会をどのように活用し、定期的に自己点検・評価を行っていくかは今後の検討課題である。

本章

1 使命・目的・戦略

項目1：目的の設定及び適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：経営系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔F群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門院」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕〔L群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

大原大学院大学は会計研究科会計専攻（以下、本専攻という。）の1研究科1専攻のみを設置する会計専門職大学院であり、本専攻の理念・目的については、次のように設定している。

「1. 理念

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、我が国の経済発展に寄与することを目的として、2006（平成18）年大原大学院大学を設置しました。大原学園は創立以来、多くの公認会計士及び税理士等を世に送り出してきましたが、これからは会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を大原大学院大学から輩出することが使命と考えています。

本学はこのように、大原学園の建学の精神と伝統を継承して開学しましたが、時代の進展と社会の要請を踏まえ、『学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する』ことを教育の理念とします。すなわち、『学術的研究の実践』、『実務的技能の習得』、『職業倫理の醸成』を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献することを目指します。

2. 教育上の目的

今日、会計の果たす社会的責任はいつそう重要性を増しています。また、企業活動の国際化、IT技術の進展に伴い、会計諸基準を国際的標準に合わせることは重要なテーマとなってきました。さらに、名門企業の粉飾決算などが発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性、我が国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題となっています。一方、税務に目を向けると、独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ることが必要です。こうした課題に応えるためにも学術的研究と実務的技能を高度に兼ね備え、加えて職業倫理観を合わせ持った高度会計専門職業人の養成が必要となってきました。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的といたします。」

(大原大学院大学ホームページ(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/outline.html#a03> 参照)

(大学案内 (2019年4月入学用) 表3 参照)

(2019年度会計研究科ガイドブック (2019年度4月入学生用) p.1 参照)

以上のように、本専攻は会計専門職大学院として、課せられた基本的な使命と固有の目的を明確に設定しており、高度会計専門職業人の養成を目的とした本専攻の理念、教育上の目的は、専門職大学院設置基準第2条第1項に合ったものであると考える。(評価の視点1-1、1-2)

また、目的については、学則で次のように規定している。

第1条では会計専門職大学院のみを設置する大学院大学として、その目的を定めている。

「第1条 大原大学院大学(以下『本学』という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の定めるところに従い、時代の進展と社会の要請に応えうる有能な会計専門職業人を養成するため、会計理論及び実務における高度の専門的職業能力を授け、もって我が国及び国際社会の発展に寄与することを目的としている。」

第3条では専門職学位課程の目的を定めている。

「第3条 本学に専門職学位課程を置く。

2. 前項の課程は、高度の専門性が求められる会計専門職業人を養成するための深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。」

このように学則において会計専門職大学院を設置する大学院大学として、大学院大学及び研究科の目的を明確に規定している。(評価の視点1-3)

本専攻は高度会計専門職業人を養成することを固有の目的とするが、この目的には、我が国の経済社会を支える会計専門職業人として必要な知識および技能を養成すること、そして何より大切な会計の公正性を確保するための職業倫理観を醸成することが盛り込まれており、本専攻固有の目的の特色となっている。(評価の視点1-4)

<根拠資料>

- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <https://www.o-hara.ac.jp/grad/outline.html#a03>
→ 大学院概要(理念・目的)
- ・資料1-1: 大学案内(2020年4月入学用) 大原大学院大学の理念、教育上の目的
- ・資料1-2: 2019年度会計研究科ガイドブック(2019年度4月入学生用)
p.1 1. 概要(1)大原大学院大学の理念 (2)教育上の目的
- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ
<https://www.o-hara.ac.jp/grad/pdf/access2/gakusoku.pdf>
→大原大学院大学情報>大原大学院大学 学則(2019年4月改)

項目 2 : 目的の周知

各経営系専門職大学院は、固有の目的を教職員・学生等の学内構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-5: 教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻の目的に関する教職員・学生等の学内構成員に対する周知については、毎年配付する会計研究科ガイドブックに理念・目的を掲載し、教職員に対しては、会計研究科ガイドブックが完成して配付された際に各自確認するように要請し、学生に対しては、年度始めに行うオリエンテーションの際に会計研究科ガイドブックを配付し、学年担任教員から理念・目的について説明を行っている。このように、学内構成員に対して本専攻の目的を周知している。(評価の視点 1-5)

<根拠資料>

- ・資料 1-2 : 2019 年度会計研究科ガイドブック (2019 年度 4 月入学生用)
p.1 1. 概要 (1) 大原大学院大学の理念 (2) 教育上の目的

項目 3 : 目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

<評価の視点>

1-6: 固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成していること。〔F群〕

1-7: 固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻は、固有の目的を実現していくため、第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組んでいる。

本専攻では 2013 年 4 月に中長期ビジョンを策定し、従来の公認会計士養成に重点を置いた教育方針を転換し、税理士養成にも努めることで、開学以来続いていた収容定員の未充足の改善を目指し、教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組んできた。

具体的には、2014 年度より税理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指導を開始、同じく 2014 年度には A0 入試を新設、更に 2015 年度からは社会人学生の利便性を考慮して昼夜開講に移行するなど、目的の実現に向けて各戦略を実行し、多様な学生ニーズへの対応に取り組んできた。その結果、2014 年度より学生の受入れ状況に改善の兆しがみられ、2015 年度には開学以来はじめて定員を充足し、その後は 2016 年度、2019 年度は定員を僅か充足できなかったが、2017 年度、2018 年度は定員を充足する入学者数を確保している。

こうした取組を第一期と位置付け、本専攻の理念、教育目的、人材育成方針の実現に向け、適切かつ公正な大学運営のための組織・諸規定を整備し、教学組織と事務組織と法人組織の適切な連携体制のもとに教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組むことで更なる維持発展を目

指すため、2019年4月に第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組んでいる。

本専攻の大学運営に関する指針は「第二期中長期ビジョンとアクションプラン」の中で次のように明示している。

「本学の理念、教育目的、人材育成方針の実現に向け、適切かつ公正な大学運営のための組織・諸規定を整備し、教学組織と事務組織と法人組織の適切な連携体制のもとに教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組むことで更なる維持発展を目指すため、第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組むものとする。」

その取り組みとして、次の5つのビジョンを明示し、これらを具現化するためのアクションプランを明示し計画的に推進している。(評価の視点1-6)

- ・多様化するニーズに対応して教育目的の効果的な達成を目指す
- ・教育の質の向上に取り組む
- ・教育研究施設の更なる充実に努める
- ・学園グループ校との接続を強化して高度会計専門職業人を数多く養成する
- ・継続的な事業活動のための財政基盤を確保する

「第二期中長期ビジョンとアクションプラン」は2019年4月に策定して以来、実施に向けた研究・検討を順次行っており、その中で特に進捗が見られる取り組みは下記のとおりである。(評価の視点1-7)

- ・留学生の受け入れ体制の強化
- ・修士論文の作成の指導体制の充実
- ・教育研究施設の充実
- ・学園グループ校との接続の強化
- ・積極的な学生募集

<根拠資料>

- ・資料1-3：第二期中長期ビジョンとアクションプラン
- ・資料1-4：将来計画検討委員会議事録 2019年4月
- ・資料1-5：教授会議事要録（抜粋）2019年4月
「第二期中長期ビジョンとアクションプランについて」
- ・資料1-6：教授会議事録 2019年5月
報告「修士論文オリエンテーションについて」
- ・資料1-7：個別課題達成シート

【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

特になし。

(2) 改善のためのプラン

特になし。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目4：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) を果たすために、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を策定することが必要である。また、これらの方針については、学生に周知を図ることが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。また、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。(「専門院」第6条)〔F群、L群〕

(1) 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission)、すなわち、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識 (戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など)、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成していること。

(2) 経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等を適切に配置していること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1) 以外の者が過半数であること。(「専門院」第6条の2)〔L群〕

(1) 学長又は当該経営系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員

(2) 当該分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体 (職能団体、事業者団体、当該分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等) のうち広範囲の地域で活動するもの関係者であって、当該分野の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 (ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。)

(4) 当該経営系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該経営系専門職大学院の長が必要と認める者

2-5：当該分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成している

こと。〔専門院〕第6条第2項〕〔L群〕

2-6：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻においては、高度会計専門職業人の養成という固有の目的に即して、学習の成果を明らかにするために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている。当該方針は、年度始めに配付されるガイドブックに掲載され、全学生への周知を図っている。また、本学ホームページへの掲載も行い、学生のみならず学外の潜在的な志願者に向けても当該方針の周知を図っている。

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」

本学においては、修士が学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備え、国際感覚を身に付けた公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストなどの高度会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標とします。このためには、本学に2年以上在学し、かつ、必修科目及び所定の選択必修科目を含めて、①財務会計系 ②管理会計系 ③監査系 ④法律系（企業法、民法）⑤租税法系 ⑥経済・経営系 ⑦情報・統計系の7つの系および⑧研究指導から50単位以上を修得することが必要となります。

<必修科目> 会計職業倫理

会計の公正性を確保するためには、職業倫理に基づいて職務を遂行することが必要です。このために「会計職業倫理」を必修科目とします。

<選択必修科目>

- (1) ① 財務会計系の授業科目から4単位(2科目)以上
- ② 管理会計系の授業科目から2単位(1科目)以上
- ③ 監査系（必修科目である「会計職業倫理」を除く）の授業科目から2単位(1科目)以上
- ④ 法律系の授業科目から2単位(1科目)以上
- ⑤ 租税法系の授業科目から2単位(1科目)以上

会計専門職といっても公認会計士、税理士、企業および公的機関の財務のスペシャリストなどがあり、学生によって目指すものは様々です。そこで、本学では、選択必修科目を上記の最低限のものに止め、各学生の目標に沿って自由に選択ができるようにしています。

- (2) 演習科目を2年次春学期及び秋学期に各2単位(1科目)以上（(1)①から⑤までとの重複可）。会計専門職として職務を遂行するためには、分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力等が必要となってきます。こうした能力の開発を目的として、演習科目を選択必修科目として位置付けています。ただし、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者については適用されません。これは修士論文作成が研究の中心となることから、学生の負担軽減を図るための措置です。

- (3) 選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」及び「論文指導Ⅳ」の各2単位(1科目)、計8単位(4科目)を必ず修得することが必要です。これは修士論文作成に必要な研究指導を行うことを目的としたものです。修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、さらに、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。」

以上のように、高度会計専門職業人の養成という固有の目的にもとづき、学生一人ひとりが高度な知識と技能を身に付け、高い職業倫理観を持って職務を遂行できるかどうかを判定し、さらには、業務を遂行する上で必要な分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力などを備えていることも判定に加えて、学位を授与することになっている。

次に、上記「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づいて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。当該方針についても、年度始めに配付するガイドブックに掲載するとともに本学ホームページへ掲載することによって、全学生および学外の志願者に向けて周知を図っている。

「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」

本学は、社会に貢献するために、学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらには高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成することを教育上の目的としていますが、この目的を達成するために、次の教育課程の編成を行います。

まず、高度会計専門職業人にとって必要な分野として、財務会計系、管理会計系、監査系、法律（企業法、民法）系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系の7つの系と研究指導を設け、授業科目を配置します。とくに財務会計系の中にIFRS（国際財務報告基準）に関する授業科目を置いて会計基準の国際化といった動向に対応し、監査系の中に「会計職業倫理」という授業科目を置いて職業倫理観を養成します。

また、授業科目を基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群に分類し、段階的に学修できるように配慮しています。

① 基本科目群

会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに高度会計専門職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とします。

② 発展科目群

基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する高度会計専門職業人としての必要な知識を教育することを目的とします。

③ 応用・実践科目群

高度会計専門職業人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とします。

授業科目の選択にあたっては、学生の自主性を尊重し、将来の目標を見据えて、自由に選択できるように配慮しています。このため、必修科目は「会計職業倫理」2単位(1科目)のみとし、選択必修科目も①財務会計系から4単位(2科目)以上、②管理会計系から2単位(1科目)以上、③監査系から2単位(1科目)以上（「会計職業倫理」を除く。）、④法律系から2単位(1科目)以上、⑤租税法系から2単位(1科目)以上、さらに演習科目を2年次春学期及び秋学期に各2単位(1科目)以上(①～⑤との重複可)のみとし、その他の授業科目は学生が自由に選択できるようにしています。

なお、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、演習科目を2年次

春学期及び秋学期に各2単位(1科目)以上(①～⑤との重複可)修得する必要はありませんが、研究指導(「論文指導Ⅰ～Ⅳ」)を受けることが必要となります。」

これらの学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、全学生が確実に把握・理解すべきものであるとの認識に立ち、全新生に対するガイダンスを入学前(3月下旬)および入学式当日に実施し、学年担任教員から詳細に内容の説明も実施している。(評価の視点2-1)

専門職大学院の目指すところが理論と実務の架橋教育である留意し、高度な専門知識、思考力、分析力、コミュニケーション力、職業倫理観等を修得するために、本専攻では様々な科目を体系的に設置している。具体的な教育課程の編成をあげると下表のようになる。

教育課程編成一覧(2019年度)

科目分類	総科目数	段階別科目数			
		基本科目	発展科目	応用・実践科目	
				うち演習科目	
財務会計系	21	5	7	9	8
管理会計系	9	2	3	4	4
監査系	7	2	2	3	2
法律系	8	5	1	2	2
租税法系	11	1	5	5	5
経済・経営系	10	2	5	3	2
情報・統計系	3	1	1	1	0
合計	69	18	24	27	
				23	
研究指導(会計学)	4	※応用・実践科目の演習科目については、科目名が同じであっても担当教員が異なる場合には異なる授業科目としてカウントしている。			
研究指導(税法)	4				

段階別科目配当年次(2019年度)

段階	総科目数	配当年次			
		1年次春学期	1年次秋学期	2年次春学期	2年次秋学期
基本科目	18	15	3	0	0
発展科目	24	4	13	7	0
応用・実践科目	27	0	1	8	18

まず会計専門職大学院として、会計学あるいは租税法に関する専門的知識を深く修得できるように、会計の主要分野として、財務会計系21科目、管理会計系9科目、監査系7科目、租税法系11科目を配し、これらの分野から多くの学習ができるように配慮されている。「連結会計論」「税務会計」「コストマネジメント研究」といった専門性の高い特論的講義も数多く設置されている点が、本学の専門職大学院としての特色の1つであるといえる。次に周辺領域の知識や広い視野を

涵養する科目として、会社法を中心とする法律系 8 科目、経済・経営系 10 科目、情報・統計系 3 科目を配置している。例えば会計とも密接に関係する企業等のマネジメントに必要な専門知識として、「経営組織論」「経営戦略論」「ファイナンス論」などの科目が用意されている。以上のように計 7 系統 69 科目により必要となる分野を網羅している。

ただし、本専攻では、養成する高度会計専門職業人の人材像として、公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務のスペシャリストの 3 つを掲げており、学生の志望する人材像によってこれらの科目の相対的な重要度は当然に異なる。したがって、必修科目は監査系科目の「会計職業倫理」1 科目のみとし、選択必修科目も財務会計系科目 4 単位（2 科目）以上、管理会計系科目 2 単位（1 科目）以上、「会計職業倫理」を除く監査系科目 2 単位（1 科目）以上、法律系科目 2 単位（1 科目）以上、租税法科目 2 単位（1 科目）以上にとどめ、学生が幅広く自由に授業科目の選択を行えるように配慮している。

これら 7 つの系の科目はそれぞれ、基本科目群（18 科目）、発展科目群（24 科目）、応用・実践科目群（27 科目）の 3 段階に編成されている。基本科目は、会計並びに関連諸科目について最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。発展科目は、国際的に通用する会計専門職業人として必要なより高度な知識を教育し、より広い視野を滋養することを目的とする。応用・実践科目は、先端知識を学ぶとともに、その多くが理論と実務の架橋を意図した科目であり、事例等をシミュレートした教育方法等によって、現場での判断力や論理的な思考力・分析力を養成することを目的とする。基本科目は 1 年次に、発展科目は 1 年次と 2 年次に、応用・実践科目は 2 年次におおむね配置され、学生は基本科目から発展科目、応用・実践科目へと履修していくことで、断片的ではなく体系的に、また基本的論点から発展的論点の修得そして実務への応用へと段階的に学習を進めていくことが可能となる。カリキュラムマップに相当するものは用意されていないが、学生に配付するガイドブックの中に、各科目の履修方法について詳細な記述を行なっている（以下参照）。また、各学年には学年担任教員が設定されており、科目履修上の相談等も随時行うことができる環境が整備されている。そのため、学生は系統的・段階的な履修を迷うことなくできるように環境整備がなされている。

「各系統について

① 財務会計系

投資家などの外部利害関係者に対して企業の財務内容を報告することを目的としたもので、公認会計士、税理士などの高度会計専門職業人が職務を遂行する上で最も重要な分野となります。

財務会計系はさらに簿記とその他のものに分けられ、簿記は主に記帳技術を中心に学習し、その他のもので財務会計の理論を学習します。

学部レベルの知識から学習したい学生は「簿記原理」から学習することが必要です。その知識を修得している学生も「簿記Ⅰ」から学習を開始してください。

また、今日、国際的レベルでの会計基準の統一化が進行しています。こうした内容についても精通したい学生は「英文会計」、「IFRSⅠ」、「IFRSⅡ」を履修します。

さらに、実務的な応用力を修得したい学生は「財務会計実務演習Ⅰ」、「財務会計実務演習Ⅱ」、「公会計論」などから希望に沿った科目を選択します。

② 管理会計系

経営者などの内部利害関係者に対して、意思決定や経営管理のための会計情報を提供することを目的としたもので、財務会計と並んで高度会計専門職業人にとって必要不可欠な分野となります。学部レベルの知識から学習したい学生は「原価計算原理」から学習することが必要です。その知識を修得している学生も「管理会計Ⅰ」から学習を開始してください。

さらに、事例研究などを通じて、実務的な応用力を修得したい学生は「財務諸表分析」、「コストマネジメント研究」、「管理会計演習ⅠA」、「管理会計演習ⅡA」から希望に沿った科目を選択します。

③ 監査系

ここにいう監査は、公認会計士あるいは監査法人が行ういわゆる公認会計士監査のことです。企業が公表する財務諸表等が一定のルールに従って、財政状態等を適正に示しているかどうかを公認会計士（監査法人）が判断し、企業の利害関係者を保護しようとするのが公認会計士監査です。公認会計士には社会から大きな役割が期待されていますから、専門能力や知識だけではなく第三者性や高い職業倫理観を保持することが求められます。監査系では、主に公認会計士監査の内容や公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人に求められる職業倫理について学びます。特に、高い倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成することが教育目標の一つですので、唯一の必修科目として、「会計職業倫理」が配置されています。

監査について学部のおよそ半分から学んでいる学生は少数だと思いますので、「監査概論」から順次学習することが必要です。

④ 法律系

法律系では、企業法、民法について学習します。企業法は、会社法、商法、金融商品取引法、手形小切手法など企業に関連する法律の総称ですが、これらは高度会計専門職業人が業務を遂行する上で不可欠となってきます。民法もそのベースを支えるものとして重要ですが、余裕があれば、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」を学習してください。

さらに、事例研究などを通じて、実務的な応用力を修得したい学生は「会社法演習」、「金融商品取引法演習」を選択します。

なお、留学生や、税法論文を執筆する学生でこれまで学部などで法律科目をほとんど履修したことがない学生は、まず「現代日本法入門」を履修してください。法律の考え方や法律の体系など法学の基礎を学びます。学部などで「法学入門」、「法学概論」などを履修したことがある学生、すでに民法や会社法などの法律の専門科目を学習したことがある学生は必要ありません。

⑤ 租税法系

税の中でも法人税、所得税（事業所得など）、消費税は企業が作成した財務諸表に基づいて計算されます。この分野も高度会計専門職業人にとっては必須の分野となります。なお、学部のおよそ半分に学んでいる学生は少数だと思いますので、「租税法総論」から順次学習することが必要です。

さらに、事例研究などを通じて、実務的な応用力を修得したい学生は「租税法総論演習」、「法人税法演習」、「所得税法演習」、「消費税法演習」などを選択します。

なお、税法の論文を執筆するためには、税法以前に、法に関する基礎的な知識を有してい

ることが前提となります。税法の研究指導を受ける学生で、これまで学部などで「法学入門」、「法学概論」などを履修したことがない学生は、まず法律系科目の「現代日本法入門」を履修してください。その上で、租税法系の科目についてすべて履修することをお勧めします。

⑥ 経済・経営系

経済・経営系では、経済学と経営学について学習します。

経済学については、「日本経済・経済学概論」、「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」などの4科目を配置していますが、特に「ミクロ経済学」「マクロ経済学」は数学を修得していることが前提となります。学部のときに学んだことはないが経済学に興味があるという学生は「日本経済・経済学概論」だけでも履修することをお勧めします。

経営学については、「経営学概論」、「経営組織論」、「経営戦略論」などの4科目と「ファイナンス論」を配置しています。経営学は現実の企業を研究対象とする、会計とも密接に関係した学問です。学部のときに学んだことがない学生には少なくとも「経営学概論」の履修をお勧めします。また、「ファイナンス論」は、金融実務と深くかかわり、現代の企業財務・経理には欠かせない知識です。講義では一部数学を使用します。

その他、英語によるプレゼンテーション能力の修得を目指す「ビジネスプレゼンテーション」もあります。

⑦ 情報・統計系

情報・統計系には、「統計学概論」、「会計情報システム論」、「IT利用監査」の3科目を配置しています。「統計学概論」は数学を修得していることを前提として学びます。「会計情報システム論」、「IT利用監査」では、実習などを行い、実技も重視します。」

思考力や分析力を向上させるための科目として、「財務諸表分析」「会計情報システム論」等の科目、コミュニケーション力を身に付けるため「ビジネスプレゼンテーション」といった科目も設置されている。また、修士論文を作成しない学生は、2年春学期および秋学期に各2単位（1科目）以上いずれかの演習科目を選択必修として履修することになっている。これら各講義においては、学生自らが資料を作成し、プレゼンテーションを実施する形式が多く行われるため、コミュニケーション力を身に付ける機会が十分に用意されているといえる。

次に、グローバルな視野を持った人材を養成するという観点からは、会計の国際化に対応するため、財務会計系発展科目としてIFRS（国際財務報告基準）関連科目（「IFRS I」、「IFRS II」）や「英文会計」等の科目、租税法系発展科目として「国際租税法」を設置し、国際会計基準や海外の税法に対する知識も習得できる教育課程の編成を心掛けている。また英語によるプレゼンテーション能力を身に付けるための科目（「ビジネスプレゼンテーション」）を設けることで対応している。さらに、先端知識を学ぶ科目として、「会計情報システム論」「IT利用監査」といったパソコンやIT技術に対する能力向上も図れる科目も含めて教育課程を編成している。

専門職大学院の重要な責務である職業倫理観を備えた専門職業人の養成については、先に述べたように「会計職業倫理」を唯一の必修科目としてすべての学生に履修させることでその重要性を認識させ、会計専門職業人としての社会的使命感と責任感の醸成に努めている。本科目は、従来2年次春学期の履修科目としていたが、その重要性に鑑み、2019年度より1年次春学期の履修科目とする改正を実施している。

なお、以上の7つの分野の授業科目の編成とは別に、修士論文の作成を指導するための研究指導科目を配置している。専門職大学院である本専攻においては、本来、学位課程に修士論文の作成は含まれていないが、2014年度より、税理士を志望する学生で特に希望する者に対しては、税理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指導を行っている。分野は会計学（財務会計分野に限る）と税法で、選択により修士論文を作成し学位を得ようとする者は、選択必修科目として各学期に配当された研究指導科目「論文指導Ⅰ～Ⅳ」4科目を履修しなければならない。

以上のように、本専攻は、法令（専門職大学院設置基準第6条）に定められたとおり、高度会計専門職業人の養成という固有の目的を達成するために、会計分野を中心として必要な授業科目を自ら開設し、体系的・段階的に教育課程を編成している。（評価の視点2-2）

ところで、教育課程の編成は、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等を常に把握しそれを反映させていかなければならないが、現状では、社会からの要請や学術の発展動向の把握は、研究者教員や実務家教員の個々の活動において行われている。また、2016年4月に設置された社会科学研究所の学術講演会やシンポジウムの開催等による自治体や外部団体との接触、あるいは本学の経営母体であり経理実務界とのつながりも強い大原学園を通じての情報収集もあるが、例えばビジネス界からの意見を聴取する制度を設けるなど、組織的にこれらを行う仕組みは有していない。学生からのニーズについては、定期的に行われる授業評価アンケートの自由意見の聴取等によって、あるいは学年担任教員が学生からの意見を常時受け付けている。本学は、学生数に対する教員の数は非常に充実していると考えられ、学年担任教員や論文作成指導教員といったさまざまな教員に対して講義以外で学生が接触できる機会が多く、学生の多様なニーズが把握しやすい環境となっている。（評価の視点2-3）

本専攻では、法令にもとづき、産業界等との連携により教育課程を編成し、円滑かつ効率的にそれを実施するため、2019年度から教育課程連携協議会を設置した。教育課程連携協議会は、大原大学院大学教育課程連携協議会規程にもとづき、本専攻教員1名、日本公認会計士協会理事1名、日本税理士会連合会理事1名の計3名から構成され、法令に定める要件をみたすともに、学外者が過半数となっている。（評価の視点2-4）

教育課程連携協議会は、2020年2月に初の会合が行われ、会計業界が求める人材像についての意見交換などがなされたが、協議の途に就いたばかりであり、その意見が本専攻の教育課程の編成に具体的に反映されるまでには至っていない。今後、年2回の定期的会合を予定している。（評価の視点2-5）

以上のように、本専攻においては、固有の目的を実現するに必要かつ十分な授業科目を配置している。特に演習科目を多く配し、それを2年次の選択必修科目とすることでプレゼンテーション力やコミュニケーション力を身に付ける機会が十分に用意されていることは本専攻の特色といえる。（評価の視点2-6）

<根拠資料>

資料 一：大原大学院大学ホームページ

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」

<https://www.o-hara.ac.jp/grad/class.html>

「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」

<https://www.o-hara.ac.jp/grad/curriculum.html>

資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）

pp. 1-8 I 大原大学院大学について

pp. 9-167 II 授業内容紹介（シラバス）

資料 2-6：入学前履修説明会資料

資料 2-7：大原大学院大学教育課程連携協議会規程

資料 2-8：2019 年度 第 1 回 教育課程連携協議会 議事要録

項目 5：単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

2-7：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）〔L 群〕

2-8：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が 1 年間又は 1 学期に履修登録できる単位数の上限を設定していること。（「専門院」第 12 条）〔L 群〕

2-9：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該経営系専門職大学院入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門院」第 13 条、第 14 条）〔L 群〕

2-10：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門院」第 2 条第 2 項、第 3 条、第 15 条）〔L 群〕

2-11：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門院」第 10 条第 2 項）〔L 群〕

2-12：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門院」第 16 条）〔L 群〕

2-13：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。〔F 群〕

2-14：授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容にふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第 5 条の 2、第 10 条）〔F 群、L 群〕

<現状の説明>

本専攻においては、すべての授業科目の単位数は 2 単位である。これは、1 回 1.5 時間（90 分）の授業（講義形式あるいは演習形式）に要する学習時間を予習・復習時間を含めて 6 時間程度と想定し、法令上の規程に即しては、1 単位の授業科目に必要な学習時間を 45 時間、また 15 週にわたり授業を 15 回行うことで当該科目の学習が終了するものとして設定している。（評価の視点 2-7）

本専攻の修了要件単位数は 50 単位であるが、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修で

きるように、法令にもとづき、学則第 25 条において、1 年間の履修登録できる単位数の上限を 40 単位と定めている。これは年間平均して週 10 科目、したがって学習時間にして週 60 時間程度であり、上限として適正な設定である。(評価の視点 2-8)

また、法令にもとづき、学則第 27 条において、教育上有益と認めるときには、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学で修得した単位としてみなすことができるとしている。この規定に関しては、別に、他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程を設け、認定を受けることのできる単位数は 24 単位を限度とすること、申請者は他学で修得済みの単位についての成績証明書および当該授業科目についてのシラバスを提出すること、科目認定は対象となる授業科目の担当教員の議を経て教授会が行うことを定め、本専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なうことのないように配慮している。(評価の視点 2-9)

課程の修了認定については、法令に定められた標準修業年限 2 年または 1 年以上 2 年未満の期間、および修了要件単位数 30 単位以上にもとづき、学則第 6 条において、標準修業年限を 2 年と定め、学則第 30 条において、課程修了のためには 2 年以上在学し、かつ学則別表に掲げる授業科目について 50 単位以上を修得しなければならないことを定めている。さらには、選択により修士論文を作成し学位を取得しようとする者は、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないことを定めている。

また、必修科目、選択必修科目等の履修方法については、別に、授業科目の履修に関する規程において以下のように定めるとともに、学則別表にもこれを示している。(評価の視点 2-10)

(1) 必修科目 会計職業倫理 2 単位

(2) 選択必修科目

- ① 財務会計系科目から 4 単位以上、管理会計系科目から 2 単位以上、監査系科目（会計職業倫理を除く）から 2 単位以上、法律系科目から 2 単位以上、租税法系科目から 2 単位以上を必ず修得すること。
- ② 演習科目を 2 年次春学期及び秋学期に各 2 単位以上必ず修得すること。この場合、①で必ず修得することとする単位数との重複を可とする。ただし、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者はこの限りでない。

(3) 選択必修科目（研究指導）

選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」及び「論文指導Ⅳ」の各 2 単位、計 8 単位を必ず修得すること。

学則および諸規程の本文はすべて、新年度にあたり学生に配付されるガイドブックの巻末に掲載されているが、それとは別に、学生に十分な注意を促すため、ガイドブックに「学業に関する諸事項」として一章を設けて、修了要件や科目の履修方法を丁寧に説明している。

以上のように、法令に定めるとおり、本専攻においては、課程の修了認定の基準・方法が学生に十分周知されている。(評価の視点 2-11)

在学期間の短縮については、法令にもとづき、学則第 28 条において、「本学に入学する前に修得した単位を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の教

育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。」ものとしている。2014年度から税理士を目指す学生に対する論文指導を開始したことに伴い、他学で会計学（あるいは税法）の修士論文を執筆し、その後本学に入学して税法（あるいは会計学）の修士論文を執筆しようとする学生の入学が想定されたため、2019年3月の教授会において、在学期間の短縮のための具体的な手続きとして、(1)入学前に修得した単位の認定数が10以上であること、(2)在学期間短縮（1年）の申請時期を入学年次の7月とし、その際、当該学生には申請書と修士論文概要書を提出させ、同時に論文指導担当教員には当該学生が1年で論文を作成し課程を修了できるかどうかについての意見書を提出してもらうこと、(3)教授会の審議により在学期間短縮申請を認めた学生には、入学年次における論文提出を認め、修了要件を満たした場合には、在学期間短縮を認定し1年で修了とすること、が決定された。このようにこの制度を利用できるのは、他大学院等を修了し関連領域についての学修を十分に行ったものに限られ、さらには、入学後指導教員が当該学生の学力や学習時間について十分に確認した上で運用されており、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮されている。また、これらの規定および手続は入学前の3月末および4月入学式当日に行われる入学生向けオリエンテーションにおいて説明され、また10単位以上が認定された学生には、その後学年担任教員が個別に面接を行って申請意志の有無を確認している。2019年度には2名の入学生が教授会において在学期間の1年短縮申請が認められている。（評価の視点2-12、2-13）

これまで説明してきたように、本専攻は会計専門職大学院として会計学、監査論および税法をコアとした科目の設置を行っており、また教員の採用においても実務家教員と研究者教員のバランスに配慮する事により会計理論と会計実務の両立を図る形での学修に重きを置いている。課程の修了認定により与えられる学位は、学位規程において、

和文名：会計修士（専門職）

英文名：Master of Business Administration in Accounting

と定められているが、これは法令に定める、専門職大学院の課程を修了した者に与える学位の名称「修士（専門職）」に専攻名称であるところの「会計」を付した、教育内容に合致した適切な名称となっている。英文名においても、企業やその他の組織マネジメントに必要な専門的知識・技能の一つである会計学の専攻によって専門職学位課程を修了した修士に与える学位の名称として相応しいものとなっており、学位名称は適切であると考えられる。（評価の視点2-14）

<根拠資料>

- ・資料1-2：会計研究科ガイドブック（2019年4月入学生用）
pp. 201-210 大原大学院大学学則
- ・資料1-2：会計研究科ガイドブック（2019年4月入学生用）
pp. 213-218 大原大学院大学 授業科目の履修に関する規程
- ・資料1-2：会計研究科ガイドブック（2019年4月入学生用）
p. 222 大原大学院大学 他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程

- ・資料 1-2 : 会計研究科ガイドブック (2019 年 4 月入学生用)
pp. 183-190 VI 学業に関する諸事項
- ・資料 2-9 : 第 132 回教授会議事要録 入学前に他の大学院あるいは本学で履修した単位の認定
および単位の認定による在学期間の短縮について
- ・資料 2-6 : 入学前履修説明会資料
- ・資料 1-2 : 会計研究科ガイドブック (2019 年 4 月入学生用)
pp. 211&212 大原大学院大学学位規程

(2) 教育方法

項目6：履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

2-15：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学習歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-16：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-17：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを履修指導、学習相談において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻は学年担任制をとっており、1年次生、2年次生それぞれに専任教員が学年担任に選任されている。入学前の3月末と4月初頭に1年次生に対する入学オリエンテーションが実施され、学年担任による学生生活上の諸事項、履修手続き、課外学習等の説明が行われている。履修指導は、論文作成を希望する学生（税理士志望者）については原則として指導教授が行い、それ以外の学生（公認会計士志望や留学生など）については、学年担任が行っているが、税法の論文指導を行っている指導教員7名のうち4名は客員教員であるため、必要に応じて担任が履修相談を受けている。いずれにしても、学年担任ないしは論文指導教員のチェックを経て履修登録を行うシステムを整えている。

履修指導は本人の簿記学力の程度や目標とする高度会計専門職業人の人材像に応じて適切に行われている。たとえば、簿記学力に不安がある者には、基本科目「簿記原理」および「原価計算原理」を履修するよう促している。また、本学では、学生の能力に応じた補習教育や補充教育は行っていないが、AO入試や留学生特別入試で入学し、入学前学習により簿記指導を行ってきた学生が大学院の授業を受講するために最低限の学力しか身に付けることができなかった場合、正課の授業とは別に学生ごとに必要なプログラムを組み、入学後も継続して簿記指導を行っている。これらの簿記指導は専任教員が行うが、学年担任がその任にあたることを通常としており、学年担任が学生の学力や環境を把握し、適切な指導や助言を行うことを可能としている。人材像については、本専攻が養成目標とする公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストそれぞれについて履修モデルが予め用意されているが、会計専門職大学院には、大学新卒、社会人、資格試験受験専念者、留学生など多様なバックグラウンドを有した学生が入学してくるため、本人の属性に応じた授業科目の適切な取捨選択の助言を行っている。なお、本専攻では、1年次生であっても、該当科目の担当教員の許可を得て2年次配当の科目を履修することができる（逆も可能）ように授業科目の履修に関する規程に定めている。

また、本専攻の特徴の一つに、学生のキャリア・アップ支援のため、経営母体である大原学園が運営する様々な資格試験受験講座（公認会計士、税理士、米国公認会計士など）を無料で受講できる課外学習制度があるが、これについても本人の学力や能力の現状レベルに応じて、本分で

ある大学院における学習に支障をきたさないような適切な講座選択の助言を与えている。

また、これらとは別に、週 1 回程度各教員にオフィスアワーが設定され、各授業の学習について担当教員に直接相談できる機会が設けられている。(評価の視点 2-15)

インターンシップの実施にあたっては、インターンシップ実施要項を定め、守秘義務について「インターンシップを受ける学生は、守秘義務を負うものとし、インターンシップ協力機関等に関する事実およびインターンシップ遂行上知り得た事実については漏らしてはならない。」と規定している。また、インターンシップに参加することが決定した学生に対しては、注意事項をまとめたプリントを配付し、守秘義務をはじめとするインターンシップ上の注意点等について重々説明している。このように、守秘義務等に関する仕組みが規程に明文化され、かつ、適切な指導が行われている。(評価の視点 2-16)

各年次に担任をおき、担任制を中心としてきめ細かい指導体制をとっていることは、本専攻の固有の目的に沿った履修指導、学習相談における特色ある取組みである。(評価の視点 2-17)

<根拠資料>

- ・資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）
pp. 6-8 履修モデル
p. 176 2019 年度オフィスアワーの案内
- ・資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）
pp. 213-218 大原大学院大学 授業科目の履修に関する規程
- ・資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）
p. 223 大原大学院大学 学年担任制規程
- ・資料 2-6：入学前履修説明会資料
- ・資料 1-1：閲覧資料 担任業務の記録
- ・資料 2-2：大原大学院大学 インターンシップ実施要項
- ・資料 2-10：インターンシップの注意事項（学生用）
- ・資料 2-11：インターンシップの誓約書ひな型

項目 7：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育の効果を十分上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

各経営系専門職大学院は、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

<評価の視点>

- 2-18：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門院」第7条）〔L群〕
- 2-19：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門院」第8条第1項）〔F群、L群〕
- 2-20：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法を導入しているか。〔A群〕
- 2-21：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門院」第8条第2項）〔L群〕
- 2-22：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門院」第9条）〔L群〕
- 2-23：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを授業方法に関して行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻は、高度会計専門職業人の養成という固有の目的を効果的に実現するために少人数教育が適切と考え、現在は1学年35名の入学定員を設定している。これは講義形式および実習形式の授業においては、たとえ全員が同じ授業を同時に受けたとしても受講生数として特に過多ではなく教育効果を十分にあげられる適切な人数である。一方、プレゼンテーションやディスカッションが多く取り入れられている演習形式の授業においては1科目あたり5～10名程度の受講生数を適切と考え、2年次に演習科目を23科目配置し、学生に多くの選択の幅を与えている。また、修士論文作成のための研究指導科目については、学生が必要にして十分な指導を受けられるためには担当教員一人あたり1学年4～5名の受け持ちが限度と考え、募集活動を行っている。一方、教室は講義教室が3つ（60名、30名、24名が収容可能）と、演習教室が講義教室とは別にさらに3教室（20名、12名、6名が収容可能）ありゼミ形式授業や論文指導授業に使用されている。各教室の机は可動式にして講義形式の授業でもゼミ形式の授業でも使用できるようにしている。また、演習室の1室は、タブレット型の机・椅子を設置し、ディスカッション・対話型の授業に利用することが可能となっており、アクティブ・ラーニングにも適した演習室となっている。ほとんどの科目が昼間と夜間の両方で開講しているため、昼夜どちらかに極端に偏らない限り、各授業の実際の受講者数は上に述べた想定受講者数より少なく、教育効果を十分にあげられる適切な水準であると言える。

必修科目である「会計職業倫理」の配当年次を2年次から1年次に変更したときの過渡的な処置として1年次2年次合同で授業を行った年度があったが、この特殊な事例を除いて、適切な受講者数を超えた事例はない。論文指導についても、上に述べたように担当教員の受け持ち限度学生数を考慮して入学者数を決めているので、適正人数を超えることは基本的にあり得ない。2019年度1年次生は、会計学3名、税法6名の指導教員数に対して、論文作成希望学生数は会計学2名（担当教員一人あたり0.67名）、税法21名（同3.5名）となっている。以上のように、本専攻においては適切な受講人数で授業が運営されている。（評価の視点2-18）

高度の専門性が求められる職業においては、実務の遂行にあたって高度の知識や技能はもとより、優れた思考力や分析力、問題解決力などが強く要求されるのであり、このことは実務が常にしっかりとした理論的な背景をもって為されなければならないことを意味している。そのためには、事例研究やディスカッション等のアクティブ・ラーニング、あるいはインターンシップなどの実地教育など、適切な方法により授業が行われる必要がある。本専攻においても、学則第14条

第 2 項にその旨が明確に定められており、理論と実務の架橋を強く意識した授業が、専任教員が必ず担当することになっている演習科目を中心に数多く配置されている。事例研究、P C を使用した実習、ディスカッション、プレゼンテーションを取り入れている科目例をあげると、以下のようになる。

各授業方法を取り入れている科目例（2019 年度）

科目分類	事例研究／実習	ディスカッション	プレゼンテーション
財務会計系	I F R S II 税務会計 II 税務会計演習 I	財務会計 I、II 税務会計 I、II 連結会計論 I F R S II 財務会計演習 I A、II A 財務会計演習 I B、II B 税務会計演習 I、II 財務会計実務演習 I、II 公会計論	財務会計 I、II 税務会計 I、II 財務会計演習 I A、II A 財務会計演習 I B、II B 税務会計演習 I、II 財務会計実務演習 I、II
管理会計系	管理会計演習 I A、II A	財務諸表分析 コストマネジメント研究 管理会計演習 I A、II A	財務諸表分析 管理会計演習 I A、II A
監査系	監査論演習 A 監査論演習 B	会計職業倫理 監査概論 監査論演習 A 監査論演習 B	監査論演習 A
法律系	会社法演習 金融商品取引法演習	金融商品取引法 会社法演習 金融商品取引法演習	会社法演習
租税法系	租税法総論演習 法人税法演習 所得税法演習 消費税法演習	租税法総論演習 法人税法演習 所得税法演習	租税法総論演習 法人税法演習 所得税法演習
経済・経営系		経営学演習	日本経済・経済学概論
統計・情報系	会計情報システム論 I T 利用監査		ビジネスプレゼンテーション

また、本専攻では少人数教育が実践されているため、講義形式であっても、多くの授業で学生との質疑応答が積極的に行われ双方向性の高い授業が実現している。

インターンシップについては、正課授業ではないが、主に公認会計士志望の学生を対象に、会計大学院協会および公認会計士協会の主導する監査法人のインターンシップに参加する形で実施されている。過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

インターンシップ実施実績

実施年度	参加人数
2015 年度	1
2016 年度	1
2017 年度	6
2018 年度	8
2019 年度	5

インターンシップは大手監査法人で5日間体験することができる。参加学生には終了後、インターンシップ報告書を提出させることを義務付け、教育効果を確認している。(評価の視点2-19)

次に、グローバルな視野をもった人材養成の推進のためには、IFRS関連講座、英文会計、ビジネスプレゼンテーションなど、それに利する授業科目を配置するという配慮がなされているが、例えば英語による授業など人材養成の推進のための特別な教育方法が導入されているわけではない。(評価の視点2-20)

多様なメディアを利用した遠隔授業や通信教育については、これまでの実施実績はなく、現状において今後の導入予定もない。(評価の視点2-21、2-22)

少人数であることを生かして、多くの授業において双方向的な手法を取り入れた授業が行われていることは、本専攻の固有の目的に沿った特色ある授業方法の取組みである。(評価の視点2-23)

<根拠資料>

- ・資料1-2：会計研究科ガイドブック（2019年4月入学生用）
pp. 9-167 授業内容紹介（シラバス）
- ・資料1-2：会計研究科ガイドブック（2019年4月入学生用）
pp. 201-210 大原大学院大学 学則
- ・資料 一：閲覧資料 インターンシップ報告書

項目8：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

<評価の視点>

2-24：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F群〕

2-25：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。〔「専門院」第10条第1項〕〔F群、L群〕

2-26：授業をシラバスに従って適切に実施していること。また、シラバスの内容を変更した場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻は、昼夜開講制を採用しており、授業時間帯は次のようになっている。

昼間	第1限	9：50～11：20
	第2限	11：30～13：00
	第3限	14：00～15：30
	第4限	15：40～17：10
夜間	第5限	18：10～19：40
	第6限	19：50～21：20

昼間を中心に学習する場合には、月曜日から金曜日までの第1限から第4限に、原則として全科目（研究指導科目を除く）が配置される。また、修士論文の作成を希望する学生には、これに加えて土曜日の第1限ないし第2限に研究指導科目が配置される（昼夜合同）。一方、夜間を中心に学習する場合には、月曜日から金曜日までの第5限・第6限および土曜日第3限・第4限に主要科目（研究指導科目を除く）が配置される。また、修士論文の作成を希望する学生には、これに加えて土曜日の第1限ないし第2限に研究指導科目が配置される（昼夜合同）。

また、原則として、どの時間帯でも履修登録は可能であるので、昼間中心の学生でも科目によっては夜間に履修することができ、また逆も可能である。以上のように本専攻は、社会人の学生も仕事と両立させながら学べ、また学生がライフ・スタイルに合わせて無理なくフレキシブルに履修が可能となるよう工夫している。

なお、2020年度からは社会人学生の便宜をさらに図るため、第5限・第6限の授業開始時間を20分遅らせることが決定している。（評価の視点 2-24）

授業のシラバスは、年度初めに学生に配付されるガイドブックに、その年度の春・秋学期の授業科目すべてを掲載している。シラバスには、各授業科目について、(1) 授業概要、(2) 達成目標、(3) 授業方法、(4) 事前・事後学習、(5) 成績評価の方法、(6) フィードバックの方法、(7) 履修上の注意、(8) 全15回の各回の授業計画、(9) テキスト、(10) 参考図書の記載を求めている。また、同ガイドブックには、一年間の授業日程も掲載されており、シラバスとして十分な内容を備えている。（評価の視点 2-25）

授業ごとに実施する授業アンケートには、「授業はシラバスに沿った内容、進度でしたか？」との質問項目が設けられ、授業がシラバスどおりに行われているかどうかを確認している（ただし、授業アンケートの全項目が実施されるのは履修人数5名以上の科目。5名未満の科目は自由意見の聴取のみ）。2019年度春学期の授業アンケートでは、この項目の平均評価（五段階の選択肢「強くそう思う」を5、「ややそう思う」を4、「どちらとも言えない」を3、「あまりそう思わない」を2、「全くそう思わない」を1として数値化）は、1年次授業科目 4.36、2年次授業科目 4.41であり、授業は概ねシラバスにしたがって適切に行われている。

なお、シラバスの内容に変更が生じたときの学生に対する周知方法について学内の取り決めはなく、その授業内において、担当教員の裁量にまかされている。（評価の視点 2-26）

<根拠資料>

- ・資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019年4月入学生用）
pp. 12-167 II 授業内容紹介（シラバス）
pp. 169-175 III 授業時間割・授業日程表
- ・資料 2-12：第139回教授会議事要録（抜粋）「夜間授業時間帯の変更について」
- ・資料 一：閲覧資料 2019年度春学期授業アンケート結果

項目9：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、成績評価

は、学生に対して明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-27：成績評価の基準・方法を適切に設定し、学生に対して明示していること。（「専門院」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-28：学生に対して明示した基準・方法に基づいて、成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-29：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みを導入していること。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻の成績評価および単位認定に関しては、学則第26条に、「学生が履修した授業科目に対しては、試験その他の方法によって第29条第1項に定める評価を行い、単位を付与する」と定められている。

成績の評価方法については、授業科目により適した方法が異なると考えられるため、試験及び成績評価に関する規程第3条において、

- (1) 定期試験（追試験及び再試験を含む）、その他の成績（授業内試験、レポート等）を加え総合的に評価する方法
- (2) 定期試験で評価する方法
- (3) 平常の学習状況（ゼミ形式の授業における発表等）により評価する方法

の3つを定めている。ただし、同規程第9条において、原則として授業回数の3分の2以上の出席がなければ定期試験の受験資格がないとしている。また、同規程では、所定の事由につき定期試験を受けられなかった場合の追試験、および修了要件をみたすことができなかった場合の再試験についての規定も定められている。

次に成績の評価基準については、学則第29条第1項に、「試験その他の方法による成績評価は下記に掲げる通りとし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする」と定め、同項および試験及び成績評価に関する規程第15条第1項において、S評価は得点90点以上、A評価は得点80点以上、B評価は得点70点以上、C評価は得点60点以上、D評価は得点59点以下という基準を設けている。加えて、内規ではあるが、6人以上の履修者がいる授業にあつては、S評価は全体の一割程度、S、A評価あわせては全体の三割程度を目安とし、成績分布が正規分布に擬したものになるよう努力するという相対評価に準ずる成績評価の基準を設けている。

成績の評価基準

	評 価	得 点
評 価 基 準	S 評 価	90 点以上
	A 評 価	80 点～89 点
	B 評 価	70 点～79 点
	C 評 価	60 点～69 点
	D 評 価	59 点以下

学則第29条第2項には、「前項の成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、そ

の基準を学生に対して、あらかじめ明示することとする」と定めている。この規定にしたがい、成績評価の方法および基準については、学則と試験及び成績評価に関する規程本文をガイドブックの巻末に掲載するとともに、それとは別に、学生に十分な注意を促すため、ガイドブックに「試験・成績評価」という一章を設けて、試験の実施方法や成績評価の基準を丁寧に説明している。また、各授業科目がどのような成績評価方法を採用するかを、各科目のシラバスに「成績評価の方法」欄を設け告知している。なお、複数の評価方法を用いて総合的に成績評価を行う場合は、それぞれの評価方法が全体に及ぼす割合について明示するようシラバス執筆要項（「シラバスについて」）で指示をしている。

以上のように、本専攻においては、すべての授業において、あらかじめ明示された方法と基準に則って統一的に成績評価が行われている。さらには、各学期終了後、教務委員会より学生の単位取得状況について教授会で報告が行われ、全教員が確認している。このような手続きにより、成績評価と単位認定は客観性、厳格性を担保している。（評価の視点 2-27、2-28）

なお、試験及び成績評価に関する規程第 17 条には、成績評価において疑義がある場合、学生は調査を願い出ることができることを定めている。学生は決められた期間（一週間、成績表配付時に指定）内に質問票を大学事務局に提出し、大学事務局はそれを教務委員長および当該授業科目の担当教員に送付する。担当教員は回答書を作成し、教務委員長がこれを確認し必要に応じて担当教員と協議を行った後、学生に対して大学事務局より回答書による返答がなされる。以上の手続きも成績評価の公正性・厳格性を担保する一つの役割を果たしている。（評価の視点 2-29）

<根拠資料>

- ・資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）
pp. 201-210 大原大学院大学 学則
- ・資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）
pp. 219-221 大原大学院大学 試験及び成績評価に関する規程
- ・資料 2-13：第 44 回教授会 議事要録（抜粋）「成績評価に関する申し合せ事項」
- ・資料 1-2：会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）
pp. 9-167 II 授業内容紹介（シラバス）
pp. 191-193 VI 試験・成績評価
- ・資料 2-14：シラバスについて
- ・資料 2-15：第 137 回教授会 議事要録（抜粋）「学生の単位取得状況について」
- ・資料 2-16：成績評価に対する質問状および回答書

項目 10：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実

施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及び内容、方法の改善について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

2-30：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施していること。（「専門院」第11条）〔F群、L群〕

2-31：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めていること。〔F群〕

2-32：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-33：教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。（「専門院」第6条第3項）〔L群〕

2-34：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを教育課程及びその内容、方法の改善において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻においては、FD委員会規程にもとづき、FD委員会が中心となって、すべての教員を対象として授業参観、研修会、授業アンケート等の活動を定期的に企画することで、組織的に授業の内容・方法の改善と教員の質的向上を図っている。

授業参観は2007年度以降毎年必ず実施している。最近5年間の実施実績を以下に示す。

授業参観実績

実施年度	授業科目名	授業担当教員	参観人数
2015年度 春学期	簿記Ⅲ	佐藤恒之介 兼任講師	7
2016年度 春学期	原価計算原理	保田順慶 助教	6
2017年度 春学期	簿記Ⅲ	安部秀俊 助教	6
2018年度 春学期	経営学概論	村田大学 講師	6
2019年度 春学期	税務会計Ⅰ	上松公雄 准教授	9

*参観人数は専任教員のみ数字

これらはいずれも単に授業参観を行うだけではなく、終了後に教員間のミーティングの場を設けることにより、個々の教員の授業内容や方法の改善にとどまらず、問題意識の共有化など、教員全体の資質の向上に大いに役立っている。また、ミーティングの内容は報告書としてまとめられ、授業参観に参加できなかった教員にも情報提供されている。

次に、FD研修会（講演会）の実施実績は以下のとおりである。FD研修会は2年に一回は外部講師を招いて行い、それ以外についても専任教員や兼任教員（非常勤講師）を講師として行っている。（評価の視点 2-30）

FD研修会実績

実施年度	研修テーマ	担当講師	参加人数
2007年度	会計基準の国際化と我が国の対応（国際財務報告基準 IFRS へのコンバージェンスー現状と展望ー）	国際会計基準審議会 IASB 理事 山田 辰己 先生	13
2009年度	財務諸表の表示に関する論点の整理	企業会計基準委員会専門研究員 又邊 崇 先生	11
2012年度	会計社会の広がり会計プロフェッションへの期待	会計大学院協会相談役・前理事長 八田 進二 先生	12
2013年度	IFRS を巡る最新動向と日本の対応 ～「当面の方針」、概念FWプロジェクト等～	企業会計基準委員会前副委員長 加藤 厚 先生	7
2014年度	民法改正の重要ポイント	大原大学院大学兼任講師 山本 武 先生	7
2015年度	税務の国際化について ～B E P S など最近における国際課税の動向を中心に～	大原大学院大学客員教授 川田 剛 先生	7
2016年度	AI と経理、税理士、公認会計士そして教員の仕事	駒澤大学経済学部講師 井上 智洋 先生	10
2017年度	アクティブ・ラーニングについて	大原大学院大学教授 中野 宏 先生	13
2018年度	高等教育を取巻く環境の変化とFDの意義	大原大学院大学准教授 古市 雄一朗 先生	9
2018年度	高等教育財政と無償化政策	広島大学高等教育研究開発センター 丸山 文裕 先生	7
2019年度	岩手県立大学におけるFDの現状と課題	岩手県立大学 生島 和樹 先生	9

*参加人数は、専任教員のみの数字

研究者教員、実務家教員の区別にかかわらず、教育上の指導能力の向上については、以上のような授業参観と後に述べる授業評価アンケートの結果を改善につなげる仕組みである程度図れるものと考えている。一方、研究者教員の実務上の知見の充実については、特にそれを目的とした取り組みを行っているわけではないが、実務家を講師とする上記のFD研修会や授業参観時に必ず行われる教員のミーティングを通じた研究者教員と実務家教員の議論の中で養われていくものと考えている。（評価の視点 2-31）

学生による授業評価については、授業科目ごとに授業アンケートを実施し、全授業の集計結果を学生に公表している（ただし、全項目を実施するのは履修人数 5 名以上の授業科目。5 名未満の授業科目については自由意見の聴取のみ）。授業アンケートの集計結果は教授会に報告され、全学的な問題点についての検討が行われている。また、個別授業の集計結果については担当教員に伝え、所感（感想、今後の対応など）を記載した回答書をFD委員長へ提出することを義務付けている。ここで改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。

また、毎年年度末には修了生に対するヒアリングが実施されることとなり、意見の聴取が行われている。ヒアリングの結果は教授会に報告され検討が行われる。

以上のように、本専攻においては、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されている。修了生からのヒアリングなどが参考となった改善例として、レポートや試験のフィード

バックの推進（2019 年度よりシラバスに方法を明記）、留学生や税法論文を作成する学生のための導入科目「現代日本法入門」の新設（2018 年度）、社会人学生のための土曜日開講（当初は月曜日～金曜日の夜間のみ開講）などがある。（評価の視点 2-32）

また、本専攻は、2019 年度より本専攻教員 1 名、日本公認会計士協会理事 1 名、日本税理士会連合会理事 1 名からなる教育課程連携協議会を設置しているが、2020 年 2 月に第 1 回目の会合が行われたばかりであり、その意見が教育課程の編成に具体的に反映されるまでには至っていない。今後、年 2 回の定期的会合を予定している。（評価の視点 2-33）

以上のように、本専攻においては、固有の目的に即した教育課程及びその内容、方法の改善につながる取り組みが行われているが、本専攻の特色までには至っていない。（評価の視点 2-34）

<根拠資料>

- ・資料 2-5：大原大学院大学 F D 委員会規程
- ・資料 2-17：授業参観報告
- ・資料 2-18：F D 研修会報告
- ・資料 2-19：修了生と教員による意見交換会報告
- ・資料 2-20：授業アンケート実施要綱
- ・資料 2-21：授業アンケート用紙
- ・資料 2-22：アンケート結果回答書
- ・資料 ー：授業アンケート集計結果（実地調査時間閲覧資料）
- ・資料 2-23：第 138 回教授会 議事要録（抜粋）「授業アンケートの集計結果について」
- ・資料 2-7：大原大学院大学教育課程連携協議会規程
- ・資料 2-8：2019 年度 第 1 回 教育課程連携協議会 議事要録

(3) 成果

項目 11：教育成果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-35：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F 群〕

<現状の説明>

本専攻における過去 5 年間の学位授与状況は以下の通りであるが、中途退学した者を除きほぼ全員が学位を授与されており、本学固有の目的である高度会計専門職業人の養成、すなわち高度な知識と技能および高い職業倫理観の修得という教育目標は達成されているものと言える。

学位授与状況

入学年度	入学者数	中途退学者数	修了者数	学位授与率
2013 年度入学生	9	0	9	100%
2014 年度入学生	21	1	20	100%

2015 年度入学生	31	1	30	100%
2016 年度入学生	27	1	26	100%
2017 年度入学生	31	0	30	96.8%

教育の成果は、さらに学位を授与された修了生が修得した学力・能力を実務でいかに発揮しているか、すなわち社会でいかに高度会計専門職業人として活躍しているかその実績によって評価されるべきである。そこで、まず彼らが高度会計専門職業人として相応しい知識と技能および職業倫理を修得したことを社会に認められること、すなわち公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人としての就職実績によって測定されると考えている。入学者数が少なくすべてが公認会計士志望者だった時期にはほとんど就職実績はなく指標として意味をなさなかったが、育成する高度職業会計人として、税理士と企業や公的機関の財務スペシャリストを加えたことにより入学者が増加し、2016 年度は会計事務所に 6 名が、2017 年度には監査法人に 1 名、会計事務所に 2 名、2018 年は同 1 名と 3 名の修了生が就職している。また、公認会計士を目指す入学者が相変わらず毎年 1～3 名という状況の中で、公認会計士試験の合格者も 2015 年度からコンスタントに 1～2 名輩出している。入学者が増えたとはいえ、すでに税理士事務所や会計事務所に勤めている社会人学生（上の就職実績には含まれていない）が多いことを考えれば、まだ数値は低いもの本学の学習成果を評価する指標として意味を持ち始めたと考えられることができる。

ただし、言うまでもなく、資格試験に合格しなければ公認会計士や税理士として活動することはできず、修了生の多くの者がいまだ受験勉強を継続中であり、合格実績がそのまま本専攻の教育成果を適格に反映しているとは言い難い面もある。そこで、その他の方法として、每期実施している授業アンケートにおいて、学生自身に授業に対する取組みを評価させる質問項目を設けている。例えば、「総合的評価として満足が得られた授業でしたか」という授業評価の質問項目には高い数値が得られても「あなたがこの授業で目標とした事は達成されましたか」という質問項目はそれに比して低い数値が出る傾向がある。また、毎年 3 月に修了生意見交換会を実施し、修了生と教員が 2 年間を通じた学修のヒアリングを行うことによっても学習成果の把握につとめている。例えば、これまでのヒアリング結果においては、会計・税理事務所で働き実務経験のある学生にとって、実務の理論的な背景を知ること、業務に関連するより広い知識を習得することなどにより業務の体系的な理解が進むなど、本専攻の教育の固有の目的にそった学習効果が得られたことが確認される。ただし、統計的に有意であると言うわけではなく、その結果を教育内容・方法の改善に活用するまでには至っていない。（評価の視点 2-35）

<根拠資料>

- ・資料 一 : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html>
→ 大原大学院大学情報 → 教育情報等の公開 → 就職等の状況
- ・資料 2-19 : 修了生と教員による意見交換会報告
- ・資料 一 : 授業アンケート結果(閲覧資料)

【2 教育の内容・方法・成果の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2019年度より教育課程連携協議会を立ち上げたが、2019年度の会合は1回にとどまり、その意見が教育課程の編成に具体的に反映されるまでには至っていないこと。

(2) 改善のためのプラン

今後は年2回の定期的会合を予定している。

3 教員・教員組織

項目 12：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、適切に教員を配置することが必要であり、教員構成にも配慮する必要がある。

<評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。〔「告示第 53 号」第 1 条第 1 項〕〔F 群、L 群〕
- 3-2：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。〔「告示第 53 号」第 1 条第 6 項〕〔L 群〕
- 3-3：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 〔「専門院」第 5 条〕〔F 群、L 群〕
- 3-4：専任教員に占める実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること。〔「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項〕〔L 群〕
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。〔「告示第 53 号」第 2 条第 1 項〕〔L 群〕
- 3-6：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。〔「告示第 53 号」第 2 条第 2 項〕〔L 群〕
- 3-7：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。〔「専門院」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 2 項〕〔L 群〕
- 3-8：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F 群〕
- 3-9：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置していること。〔F 群〕
- 3-10：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F 群〕
- 3-11：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。〔F 群〕
- 3-12：教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F 群〕
- 3-13：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。〔「大学院」第 8 条第 5 項〕〔L 群〕
- 3-14：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔F 群〕
- 3-15：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

2019年5月現在、本専攻の専任教員は14名、うち教授は9名、実務家教員は6名であり、法令に定める12名（下記算出式参照）以上の必要専任教員数、専任教員の半数以上の教授数、専任教員の概ね3割以上の実務家教員数を遵守している。

*必要専任教員数の算出式

平成11年文部省告示第175号の別表第1に定める経済学関係の修士課程を担当する研究指導教員数5名×1.5=7名（端数切り捨て）+同告示第2号に定める研究指導補助教員数5名=12名

なお、本学は1研究科1専攻（会計研究科会計専攻）のみの独立専門職大学院であり、本専攻の専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員はいない。また実務家教員中に「みなし専任教員」はいない。（評価の視点3-1、3-2、3-4、3-6、3-7）

教員の資格については、法令（専門職大学院設置基準第5条）を踏まえ、教員の採用及び昇任に関する規程に定めている。例えば、教授については、

- ・博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、あるいは研究上の業績がこれに準ずると認められる者
- ・大学または大学院で、教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者
- ・専攻分野について特に優れた知識及び高度の実務能力を有すると認められる者

のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者としている。

教員の採用あるいは昇任にあたっては、人事委員会によって、各職階に相応しい研究あるいは実務の業績と経歴を有しているかについて審査がなされ、また高度の教育上の指導能力については、必要に応じて採用選考時に模擬講義を行わせることなどによって確認を行っている。（評価の視点3-3）

次に、教員の配置について、本専攻が養成する高度会計専門職業人にとって、財務会計、管理会計、監査、租税法の主要4系、および会社法を中心とした法律の知識は不可欠であり、本専攻はこれら5系の授業科目については、基本科目、発展科目、応用・実践科目の各段階に原則として専任の教授または准教授を配置している。管理会計系授業科目についてのみ、2019年度現在、専任教員としては講師が担当しており教授および准教授は配置されていない。これは2017年度末に教授1名が定年退職した後、教員募集を行ったものの採用に至っていないためである。後述のように、教員組織の編制方針においても、管理会計系の専任教員は原則2名（現在講師1名）とされていることから対処が望まれる。

なお、主要科目を兼任教員（非常勤講師）あるいは客員教員が担当している事例がいくつかあるが、教員の採用及び昇任に関する規程において、兼任教員の採用に関しても専任教員の採用規程に準ずることを定めている。客員教員についても、別に客員教授等選考規程を設け同様の定めを行っており、主要科目における教員配置は適切に行われている。（評価の視点3-9、3-11、3-12）

系別・教員種別 担当科目数 (2019年度)

科目分類	総科目数	教員種別担当科目数				
		専任教授	専任准教授	専任講師	客員教授	兼任講師
財務会計系	31	13	18	5	0	1
管理会計系	12	0	0	9	0	3
監査系	14	14	0	0	0	0
法律系	16	10	0	0	0	6
租税法系	20	12	0	0	8	0
経済・経営系	13	4	0	7	0	2
情報・統計系	3	0	0	1	0	2
研究指導	28	8	8	0	12	0
合計	143	61	26	22	20	14
	(100%)	専任教員合計 109 (76.2%)			(14.0%)	(9.8%)

段階別・教員種別 担当科目数 (2019年度)

科目分類	総科目数	教員種別担当科目数				
		専任教授	専任准教授	専任講師	客員教授	兼任講師
基本科目	32	13	6	6	0	7
		専任教員合計 25				
発展科目	42	18	4	11	6	3
		専任教員合計 33				
応用・実践科目	41	22	8	5	2	4
		専任教員合計 35				

* 研究指導科目を除く。

専門職大学院の存在意義は、言うまでもなく、理論と実務の架橋教育にある。本専攻にも理論の理解を重視する授業科目と、実践性の重視および理論の実務への応用を目的とする授業科目が存在するが、後者は、その多くを実務家の専任教員あるいは客員教員が担当している。例えば、財務会計系では、「IFRSⅡ」「税務会計Ⅱ」、「税務会計演習Ⅰ、Ⅱ」、監査系では「監査論Ⅲ」「監査論演習B」、法律系では「金融商品取引法演習」、租税法系では「租税法総論演習」「法人税法演習」「消費税法演習」「所得税法演習」などの科目である。先に述べたように、2019年度現在、本専攻における実務家の専任教員は6名（専任教員の42.9%）であるが、法令に定めるとおり、公認会計士や税理士あるいは官公庁等における5年以上の実務経験を有しており、また単に実務経験があるというだけではなく、実務に関する優れた専門書を著すなど、高度な実務能力に加え相応の研究実績も合わせ持っており、理論と実務の融合的な教育に役立っている。（評価の視点3-5、3-8、3-10）

専任教員の年齢構成については、2019年5月現在、70歳代3名、60歳代3名、50歳代3名、40歳代2名、30歳代3名となっており、バランスに配慮されている。（評価の視点3-13）

また、会計専門職大学院としての本専攻は、公認会計士と税理士を養成する人材像の中心としており、専任教員の研究機関以外の職歴もそのほとんどは公認会計士か税理士である。なお、国

際経験という点では、外国大学への留学や客員教授・研究員等の経験を持つ教員はいるものの全体的に少ない。女性の専任教員も2017年度末に1名が定年退職したのち現在まで採用されておらず、国際経験、性別等においてバランスが考慮されているとは言い難い。(評価の視点3-14)

以上のように、本専攻においては、法令を遵守し、高度会計専門職業人の養成という固有の目的の実現に必要な教員組織編制を行っているが、本専攻の特色までには至っていない。(評価の視点3-15)

<根拠資料>

- ・基礎データ表2(専任教員数、実務家教員数、教授数、設置基準上必要な専任教員数等)
- ・基礎データ表4(専任教員の教育・研究実績)
- ・基礎データ表4(経営実務に関する活動欄)
- ・資料1-2:2019年度会計研究科ガイドブック(2019年4月入学生用)
pp.9-10 2019年度度授業科目一覧表(授業科目年次配当表)
pp.12-167 シラバス
- ・資料2-5:大原大学院大学 教授会・委員会規程集 人事委員会規程
- ・資料3-1:大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料3-2:大原大学院大学客員教授等選考規程

項目13:教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

- 3-16:教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕
- 3-17:教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、運用しており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻においては、高度会計専門職業人を養成するという固有の目的を実現するために教員組織を編制することを基本的方針としている。この基本的方針のもと、教員の採用及び昇任に関する規程において教員の資格を厳格に定めるとともに、次のように教員組織の基本的な編制方針を定めている。

教員構成については、各系(分野)主要科目に専任教員を配し、実践性を重視する科目には原則として実務家教員を配するものとする。各系の専任教員数は原則として、財務会計系3名以上、管理会計系2名以上、監査系2名以上、租税法系2名以上、法律系1名以上、経済経営系・情報統計系2名以上とする。また、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確化するために、各系に専任教員による責任者を置き、教務委員長がこれを統括する。

2019年度現在、この基本方針にもとづき教員編制が行われているが、先にも述べたとおり、2018年度から管理会計系の専任教員が1名となっているため対処が望まれる。(評価の視点3-16)

次に、教員の採用および昇任については、教員の採用及び昇任に関する規程において、専任教

員および兼任教員の資格基準を以下のように定めている。客員教員については、別に客員教授等選考規程を設け、教員の採用及び昇任に関する規程に規定する教授又は准教授の資格と同等の資格があると認められる者と定めている。

「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程(抜粋)

(資格基準)

第2条 教員の採用及び昇任に関する選考は、本条の定める基準により行う。

2 採用する教員及び昇任させる教員の資格は、第3項から第7項に示す基準のいずれかに該当し、建学の精神を体し、本専攻教員たるに適する者であることとする。

3 教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 大学又は大学院において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

四 専攻分野について、特に優れた知識及び高度の実務能力を有すると認められる者

4 准教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者

一 前項各号のいずれかに該当する者

二 大学又は大学院において助教又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

三 専攻分野について、優れた知識及び実務能力を有すると認められる者

5 講師：次の各号のいずれかに該当する者

一 前二項に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 前項第三号に準ずる能力を有すると認められる者

6 助教：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者

一 第3項各号又は第4項各号のいずれかに該当する者

二 専攻分野について、知識及び実務能力を有すると認められる者

7 助手：次の各号のいずれかに該当する者

一 修士以上の学位（外国におけるこれらに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(その他)

第5条 第1条から前条までの規程は、兼任講師を採用するときに準用する。」

教員の採用手続きについては、人事委員会規程を定め、教授3名により組織される人事委員会で審議されるが、必要に応じて、関係する科目の教員の出席を求め、その意見を聴取することができることとしている。人事委員会は、応募者の経歴および研究業績に関する書類審査、面接を行う。また、経歴から指導能力が判断できない場合には応募者に模擬講義を課し評価を行い、人

事議案にまとめ、教授会の審議にかける。このような手続きに沿った適切な人事の運営により、採用された者について、博士、修士あるいはそれらに準ずる研究上の業績、優れた知識および高度な実務能力、教育上の高度な指導能力が担保されている。

また、教員の昇任あたっては、教員の昇任に関する申し合わせ事項を定め、具体的に昇任にあたっての必要な研究・教育活動の要件（論文数、教務歴）のほか、大学校務に関する貢献も考慮されることを明確にしている。（評価の視点 3-17）

<根拠資料>

- ・資料 2-5：大原大学院大学 教授会・委員会規程集 人事委員会規程
- ・資料 3-1：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料 3-2：大原大学院大学客員教授等選考規程
- ・資料 3-3：大原大学院大学における教員の昇任に関する申し合わせ事項
- ・資料 3-4：第 61 回教授会 議事要録（抜粋）「教員組織の編制方針について」

項目 14：教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、組織内運営等への貢献及び社会への貢献等について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

- 3-18：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F 群〕
- 3-19：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等を推奨するために、どのような特色ある取り組みがあるか。〔A 群〕

<現状の説明>

専任教員の教育活動については、FD活動の一環として行われている教員による授業参観を通じて、また、授業科目ごとに行われる学生に対する授業アンケートの実施などによって一定の評価はなされている。授業アンケートについては、担当教員にアンケート集計結果についての所感（感想や今後の対応など）を記載した回答書の提出を義務付け、さらに、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。研究活動については、昇任審査時に要件とされるほかには、経常的に評価を行う仕組みは整備されていない。組織内の運営等への貢献についても昇任審査時に考慮することとされているが、具体的な基準はない。（評価の視点 3-18、3-19）。

<根拠資料>

- ・資料 2-20：授業アンケート実施要綱
- ・資料 2-22：アンケート結果回答書
- ・資料 3-3：大原大学院大学における教員の昇任に関する申し合わせ事項

【3 教員・教員組織の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

現在、管理会計系の専任教員が講師 1 名であり、教授又は准教授が配置されていないこと。

国際経験、性別等においてバランスを欠くこと。

(2) 改善のためのプラン

開学当時とは異なり公認会計士志望よりも税理士志望の学生が中心になりつつあること、それに伴い今後は入学定員の増加も見通せること、また、来年度以降専任講師の昇任人事も行われるであろうことから、今後の専任教員の採用については、専任教員の編成方針の見直しも視野に入れて、包括的に対処していくこととする。

4 学生の受け入れ

項目 15：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。また、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第 165 条の 2 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項）〔F 群、L 群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔F 群〕

4-3：選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表していること。〔F 群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F 群〕

4-5：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F 群〕

4-6：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F 群〕

4-7：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第 10 条第 3 項）〔F 群、L 群〕

4-8：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取り組みを行っているか。〔A 群〕

<現状の説明>

以下の「現状の説明」は、入学者数等の実績については 2019 年度入学生まで、入試制度やその他学生の受入のために行っている活動については 2020 年度入学生の募集として 2019 年度に実施している内容に基づき記述している。

本専攻は、高度会計専門職業人の養成という会計専門職大学院に固有の目的の実現のために、どのような学生を受け入れるかについて、以下のようにアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を定め、入学試験要項に明記すると同時に、大学案内およびホームページにおいて広く一般に公表している。

「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」

大原大学院大会計研究科では、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍することを目指す学生を受け入れます。具体的には、

- ・公認会計士
- ・税理士
- ・企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト

を目指す学生を受け入れます。」

このようなアドミッション・ポリシーは、本専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）およびカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）にもとづくものである。ディプロマ・ポリシーにおいては、「修了生が学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備え、国際感覚を身に付けた公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストなどの会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標とします。」とあり、教育の柱として「学術的研究の実践」、「実務的技能の習得」、「職業倫理の醸成」を掲げている。

そこで、入学者の受け入れにおいては、大学院在学中に会計に関わる「学術的研究」および「実務的技能」を習得し、職業会計人としての高い「倫理観」を育むことができるかを入学試験によって確認し、学生を受け入れることとしている。そのため、すでに大学において会計学を学習している学生を受け入れるのみならず、上記アドミッション・ポリシーを理解し、高度な会計専門職業人を目指す会計初学者である学生にも大学院の門戸を開放しているところであり、一般入試や自己推薦入試の他に、基礎学力や学習意欲等を重視するAO入試や留学生特別入試を実施している。（評価の視点 4-1）

アドミッション・ポリシーにもとづき、本専攻では、入学希望者の会計・簿記などに係る学力の程度や保有資格など志願者の特性に応じた入学者選抜のため、以下のような様々な入学試験を実施している。大学院での学術的研究の基礎となる授業を受講するには、最低限の基礎能力として「大学卒業程度の会計学の素養」が必要となるが、一般入試以外の入学試験においては筆記試験を実施していないことから、自己推薦入試では保有資格でそれを確認するほか、AO入試では入学までの期間に所定の方法にしたがって簿記学習を行い、日本商工会議所（日商）簿記検定試験2級合格相当の学力を身につけることを義務づけている。

① 一般入試

筆記試験と面接試験によって選抜を行う。筆記試験は、財務会計分野あるいは管理会計分野の基礎学力を問うものであり、いずれかの自由選択となる。出題レベルは大学卒業程度であり、基礎的な理解を問う問題や計算問題が出題される。

② 自己推薦入試

日商簿記検定2級以上や税理士試験一部科目合格などの所定の資格を有することものを対象として、これまでに学習実績や実務経験に基づく書類（自己推薦書を含む）審査および面接試験によって選抜を行う。

③ AO入試

基礎学力や学習意欲等を重視し、会計学の筆記試験を行わず、書類審査（小論文を含む）と面接試験により選抜を行う。AO入試合格者のうち、日商簿記検定試験2級以上を合格していない者は、入学手続き終了後、本大学院の指定するカリキュラム（入学前簿記学習制度）に沿って簿記学習を行い、入学までに一定の成果を上げる義務を課している。そのため、本大学院教員がチューターとして定期的に学生と面談を行いながら、学習の進捗度等を確認している。

④ 留学生特別入試

日本で「国際感覚」を身につけ、高度会計専門職業人を目指す留学生を対象とするAO入試であり、上記③のAO入試と同様に、基礎学力や学習意欲等を重視し、会計学の筆記試験を行

わず、書類審査（小論文を含む）と面接試験により選抜を行う。「大学卒業程度の会計学の素養」を確認するために、日商簿記検定試験2級以上を合格していない者については、先のAO入試と同様に入学前簿記学習制度を利用した、簿記学習を課している。また大学院での学習には高い日本語能力の必要であることから、日本語能力試験N2以上の認定を出願資格としている。

一般入試を含めすべての入学試験において、面接試験は必須となっている。面接試験では、入学希望者が「大学卒業程度の会計学の素養」を十分に有しているかを確認するのみならず、学生のコミュニケーション能力を測るために実施している。大学院における学習は、講義形式の一方的に知識を学生に伝えるという一方向コミュニケーションによるものではなく、教員から学生に、そして学生から教員にという双方向コミュニケーションであることを前提としているからである。なおAO入試や留学生特別入試など筆記試験を実施していない入学試験において、日商簿記検定試験2級以上を合格していない入学希望者については、面接試験において、合格後に簿記を学習する時間と意欲が十分にあるかどうかを確認している。

このようにして、高度会計専門職業人を目指す意思とそのための勉強意欲が十分にあるかを確認することで総合的に合否判定を行い、入学者の選抜を行っている。

なお、上記の①から④の入学試験とは別に、2019年度入学者の募集まで、授業料相当額（各期550,000円）を最長2年間（最大2,200,000円）、授業料に充当する形で給付する特別奨学生を選抜するための試験（特別奨学生選抜入試）が下記のようにあった。

⑤ 特別奨学生選抜入試

大学や大学院における学習・研究成果、社会における実務業績、保有する資格などを総合的に評価する第1次選考（エントリー・シートの審査）と、小論文による筆記試験および面接試験からなる第2次選考によって選抜を行う。特別奨学生に相応しい高い論理的能力・潜在的能力を有しているかを確認する試験であり、入学試験の段階での簿記学力の有無は問わないが、大学院入学までに日商簿記検定試験2級以上を取得することを条件としている。

ただし、2020年度入学者の募集から当該入学試験制度を廃止している（2019年度現在、在学者には対象者が残っている）。これは、本制度はもともと昼間時間帯しか開講していなかった当時、大学院で昼間授業を受講し夜間等に課外講座を利用して受験勉強を行う公認会計士志望者を対象として想定し創設されたものであり、夜間時間帯も開講している現在においては、働きながら税理士を目指す社会人学生の志願者が主となって入学定員を十分にみたしているため、当該制度の役割は終了したとの認識による。

入試日程（2020年度入学用）

	入試種別	出願期間(期日必着)	試験日	合格発表日
第1回	AO入試	2019年07月11日(木)～07月22日(月)	07月27日(土)	08月01日(木)
第2回	自己推薦入試	2019年09月05日(木)～09月17日(火)	09月21日(土)	09月26日(木)
第3回	留学生特別入試	2019年09月19日(木)～09月30日(月)	10月05日(土)	10月10日(木)
第4回	自己推薦入試	2019年10月24日(水)～11月05日(火)	11月09日(土)	11月14日(木)
第5回	自己推薦入試	2020年01月09日(木)～01月20日(月)	01月25日(土)	01月30日(木)
第6回	自己推薦入試	2020年01月30日(木)～02月10日(月)	02月15日(土)	02月20日(木)
第7回	一般入試	2020年02月14日(月)～02月25日(火)	03月03日(火)	03月06日(金)

入学試験は、例年7月から翌年3月にかけて7回実施される。AO入試を7月の早い時期に実施する理由は、学生の入学試験合格後の簿記学習期間を考慮してのことである（日商簿記検定試験は6月、11月、2月の年3回実施されている）。なお、同様に留学生特別入試も10月ではなく、もっと早い時期が適当であると考えられるが、日本と異なり5月ないしは6月に大学を卒業し、秋から新学期を始める留学生を考慮して、入試日程を10月としている。（評価の視点4-2）

以上の各入学試験の出願資格、選抜方法、必要な出願書類および入試日程等については、入学試験要項に詳細を記載し、大学案内に同封して配付するとともに、大学院ホームページに掲載している。さらには、6月から翌年2月にかけて合計7回の入試説明相談会を実施している。参加は自由（申込み不要）であり、終了後には個別の相談にも応じている。また、社会人学生の増加に対応するために、8月から翌年2月にかけて合計8回、平日の夜間時間帯に「校舎見学+個別相談会」を実施している。これらの日程以外にも、希望者があれば、随時個別相談に応じている。そのほか留学生向けには、都内の主要日本語学校に説明に赴いたり、本学の経営母体である大原学園が運営する大原日本語学校で開催される「体験学習授業」に参加し、大学院で学ぶこと、そして、会計専門職大学院で学び高度な会計専門職業人として活躍することの意義を伝えるなどしている。

以上のように、本大学院においては入学を志望する者に対して十分な情報入手の機会と受験機会を提供している。（評価の視点4-3）

本専攻では、入学試験に関わる学生募集および入学者選抜の業務の遂行については、大原大学院大学入試委員会規程の定めにしたがい、専任教員6名によって構成される入試委員会を設置し、責任ある体制を確立している。また、入学者選抜を適切かつ公正に実施するために、「大原大学院大学入学試験実施マニュアル」を定めている。入学試験実施マニュアルでは、筆記試験の作成と保存、試験官の任命、試験官の業務、合否の判定、入学試験当日の業務遂行手順などについて定めており、すべての入学試験は、このマニュアルに準拠して統一的な方法で厳正に進められている。

一般入試で使用する筆記試験問題については、選抜の基準を適正なものとするため、年度初頭に出題計画を立て、入試委員複数名により内部で作成され、作成者以外の入試委員により検証された問題を使用し、その採点については筆記試験官である入試委員が担当した後、別の入試委員が確認を行うこととしている。

すべての入試において実施される面接試験については、公正性および客観性を確保するため、入試委員を含め3名以上を面接試験官とし、各面接試験官が個別に評価を行った後、各自の決定に基づいて評価シートに点数を付することとしている。3名の面接試験官の付した点数の平均点をもって面接試験の評価を決定することとしている。なお、修士論文の作成を志望する入学希望者については、入学後論文指導を行う教員が面接試験官として面接試験に出席し、面接試験の評価を行っている。また、研究計画書に記された内容について面接において確認した上で、研究計画書の評価を行うこととなっている。

さらに、合否の判定は、各種書類の審査、筆記試験および面接試験の結果を評価点によって判断し、まず入試委員会の合議により原案が作成され、次に教授会の議を経て確定する手続きを採用している。

なお、特別奨学生選抜に関する業務の遂行については、入試委員会とは別に、大原大学院大学特別奨学生制度委員会規程の定めにしたがい、特別奨学金制度委員会を設置し、責任ある体制を

確立してきた。特別奨学金制度委員会は、入学者選抜の一貫性を図るために、入試委員会と同じメンバーが特別奨学金制度委員会を構成している。特別奨学金制度委員会は、上述のように、入試制度が廃止となるために、2020年度入学のための試験には関わりはないが、この入試制度によって在学している学生(2020年度末まで)の学修の進捗状況を評価する役割を現在も担っている。

本専攻においては、以上のように入学試験における入学者選抜においては、その公正性や客観性を確保するための方策が採られてきたが、修士論文の作成を志望する入学希望者の増加に伴い、「入学者選抜における中立・公正・客観性の確保」が喫緊の課題として認識されるようになった。

文部科学省からの通知(「平成30年度大学入学者選抜実施要項」平成29年6月1日付け29文科高第236号文部科学省高等教育局長通知)においても、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適正等を多面的・総合的に判定する。」、また「入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の専任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。」とその重要性が認識されていた。また、入学者選抜における不合格者への情報開示が一層進められていることに鑑み、入試委員会では入学試験における筆記試験以外の評価項目である書類審査および面接試験に点数制を導入すること全会一致で決定し、教授会の議を経て、入学試験の点数制を2018年度入学生の入学試験から導入している。

従来の可否の判定においては、書類審査、筆記試験および面接試験の結果を総合的に判断する方法を採用していたことから、可否判定会議は長時間を要するとともに、入学者選抜において中立・公正・客観性がどのように確保されていたかは検証不可能であった。しかし、入学試験における点数制の導入により、書類審査による点数、筆記試験による点数および面接試験の点数を合計し、その合計点数によって、一義的に可否判定が行われることとなったため、入学者選抜における中立・公正・客観性の確保は格段に進んだと考えられる。また、入学者選抜における不合格者からの情報開示の要請があった場合には迅速に対応することが可能である。(評価の視点 4-4、4-5)

障がいのある学生等の受け入れについては、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」にもとづき対応を行うこととなる。指針においては、正当な理由なく障がい者であることを理由に拒絶すること、障がい者でない者に対しては付さない条件等を設けて参加を困難にすることを禁止し、また、障がい者から配慮を必要としている旨の意思表示があった場合には合理的配慮を提供するよう努めることが定められているが、現在までのところ、障がい者の入学希望はなく、受入実績はない。(評価の視点 4-6)

本専攻は、2006年度の大学開学以来、会計専門職大学院としての理念・目的を効果的に実現するために少人数教育が適切と考え、入学定員を30名に設定するとともに、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数が適正になるよう管理することとしてきた。

開学より2013年度までは入学者数が入学定員を大幅に下回る状況が続き、入学者数の増加のための抜本的な取り組みが急務とされていた。そのような危機的な状況の中、2012年度入学生よりアドミッション・ポリシーを現在のものに改訂し、養成する人材像を、①公認会計士、②税理士、③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストとして、より広範な会計業務に対応できる人材を養成することを明確にして募集を開始した。さらに養成する人材に「税理士」を明記したことに伴い、2014年度入学生より、税理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指導を行

うこととした。また、論文指導の開始とともに社会人も本学で学習することができるように夜間開講し、2015年度からは授業時間帯を昼間から昼夜開講制へと変更した。

このような取り組みの結果、2014年度から受験者数・入学者数が大幅に増加し、入学定員および収容定員がほぼ充たされるようになった。このような状況を鑑み、2019年度からは入学定員を30名から5名増加して35名とすることとした。5名の入学定員増は、入学希望者が入学定員を超える状況が続いてきたことから、本大学院が高度な専門職業会計人を養成するという社会的責任を果たすことと考えている。入学希望者の多くが修士論文作成を希望しており、そのような学生に対して十分かつ効果的な指導を行っていくためには、入学定員を増やし、指導する教員数を増加させることが不可欠であり、そのことが入学定員および収容定員の適正な管理につながると考えている。

過去5年間の入学定員充足率および学生収容定員充足率

	入学者数 (A)	在籍学生数 (B)	入学定員充足率 (A/定員)	学生収容定員充足率 (B/定員)
2015年度	31	51	103.3%	85.0%
2016年度	27	57	90.0%	95.0%
2017年度	31	57	103.3%	95.0%
2018年度	33	64	110.0%	106.7%
2019年度	32	65	91.4%	100.0%

2018年度までの入学定員30名、学生収容定員60名である。

2019年度からの入学定員35名、学生収容定員数は70名である。

(評価の視点4-7)

以上説明してきたように、本専攻は、公認会計士や税理士等の高度会計専門職業人を目指す志願者を対象に、その目的意識と潜在的能力を入学試験によって確認しているが、確固たる目的意識がありながら会計学の基礎知識を持たない者についても、入学試験合格から4月の授業開始までの間に指導を行うことで、本専攻で学修するに必要な基礎知識を身に付けることができるAO入試や留学生特別入試を設定し、広く門戸を開放していることは、本専攻の特色ある取り組みであると言える。(評価の視点4-8)

<根拠資料>

- ・資料1-1：大学案内（2020年4月入学用）
 - p.21 入試概要
 - p.24（裏表紙） 入試説明相談会のご案内
- ・資料 - ：大原大学院大学ホームページ
 - 入学案内 (<https://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html>)
 - 相談会・資料請求 (<https://www.o-hara.ac.jp/grad/claim.html>)
- ・資料2-5：大原大学院大学入試委員会規程
- ・資料2-5：大原特別奨学生制度委員会規程

- ・資料 4 - 1 : 2020 年度大原大学院大学会計専門職大学院会計研究科会計専攻 入学試験要項
- ・資料 4 - 3 : 入学説明相談会における配付資料
- ・資料 4 - 4 : 大原日本語学校「体験講義」報告
- ・資料 4 - 2 : 大原大学院大学入学試験実施マニュアル
- ・資料 4 - 5 : 2017 年 7 月教授会議事要録 入学試験判定の点数化について
- ・資料 4 - 6 : 大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針
- ・資料 4 - 7 : 2018 年 12 月教授会議事要録 特別奨学生入試について
- ・資料 4 - 8 : 2018 年度第 1 回入試委員会議事要録 出願書類・研究計画書の取扱いについて
- ・基礎データ表 5 : 志願者数・合格者数・入学者数の推移に関するデータ
- ・基礎データ表 6 : 学生定員および在籍学生数に関するデータ

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

入学定員を充足すること、つまり入学定員充足率を上げていくことも重要であるが、それと同時に、高度会計専門職業人の養成という固有の目的に即し、潜在的な能力の高い学生をより多く獲得していくために、入学試験における入学志願者の増加をどのように図るかが検討課題であり、改善が必要な点である。

(2) 改善のためのプラン

入学志願者の増加のためには、従来の学生募集の活動で届いていなかった潜在的入学志願者に対する広報活動が喫緊の課題であり、それをどのように実施していくかが重要となる。

そこで、事務局を主体として広報活動を具体的に立案し、それに基づいた広報活動を実施するとともに、資料請求、入学説明相談会および個別相談などのデータを一元管理することを通じた潜在的志願者への働きかけを行っている。そのような一環として、平日夜間の「校舎見学＋個別相談会」を新設したり、志望別等（公認会計士／税理士／留学生）へのパンフレットを新たに作成している。今後はさらに、これらの活動を地道に積み上げ、潜在的志願者を顕在化することを目指している。

5 学生支援

項目 16：学生支援

各経営系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知を図り、効果的に支援を行うことが必要である。また、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。加えて、学生支援について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。
〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔F群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔F群〕

5-5：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-6：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。
〔A群〕

5-8：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取り組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻では、学生委員会を組織し、委員として各学年担任を務める専任教員3名（2019年度は2年次生担当1名、1年次生担当2名）を含む専任教員5名と学生指導を担当する専任職員1名をあて、学生生活および修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援を行うと同時に学生からの要望に対応するようにしている。なお、就職指導については大原学園の就職指導担当職員を兼任職員として充て、学生委員と共同して学生の指導にあたっている。

こうした体制については、年度初めに実施するオリエンテーションで学年担任教員から説明すると同時に、進路指導に関するセミナー開催などの告知を学年担任教員が随時行っている。また、これらの行事への学生の参加状況を大原学園の就職指導を担当する兼務職員、学年担任教員、学生指導を担当する専任職員で共有し、首尾一貫した指導が行うことができるようにしている。以上のように学生生活に関する相談・支援体制を整備して支援を行っている。（評価の視点 5-1）

（1）ハラスメント対策

各種ハラスメントについては、「大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程」を定め、ハラスメント対策委員会を設置してその防止と対処について必要な措置をとっている。「ハラスメント対策に関する規程」は、学生に配付する会計研究科ガイドブックに本文を掲載するとともに、学生生活に関係する部分の要約版をわかりやすい言葉で同ガイドブックに載せることで、学生の理解を深め注意を喚起するようにしている。同記述には、「ハラスメント対策に関する規程」にした

がい、ハラスメント委員会の相談員の氏名が具体的に示されている。ハラスメント委員の人選に当たっては、専任教員、事務局に常在している事務員に加えて普段学生と接しないスタッフ(学園本部と兼任)を含めることにより学生が告発により不利益が生じるのではないかと不安を除き安心して相談できるチャネルを確保している。相談員については、年度初めのオリエンテーションにおいて、学生に紹介され、ハラスメントを受けた先の相談先がどこであるかが学生に明示されている。(評価の視点 5-2)

(2) 経済的支援

本専攻独自の奨学金あるいは授業料減免制度としては以下が存在する。

① 大原大学院大学奨学金(給付奨学金)

1 年次生は 1 年次春学期の成績評価により成績優秀者(若干名)に対して 200,000 円を限度として給付を行う。2 年次生は 1 年次春学期及び秋学期の成績評価により成績優秀者(若干名)に対して 300,000 円を限度として給付を行う(2019 年度給付実績 1 年次生・2 年次生各 1 名)。

② 大原大学院大学特別奨学金制度(給付奨学金)

特別奨学生選抜入学試験に合格した者(若干名)に対して、授業料相当額(各期 550,000 円)を最長 2 年間(最大 2,200,000 円)、授業料に充当する形で給付する(2019 年度給付実績 1 年次生 2 名・2 年次生 1 名)。なお、当該制度は 2020 年度入学生から廃止されることが決定している。

③ 私費外国人留学生授業料減免制度

私費外国人留学生について、授業料の 30%を減免する(2019 年度減免実績 8 名)。

そのほか学外制度として、日本学生支援機構奨学金(貸与奨学金)、文部科学省外国人留学生習奨励費給付制度が利用可能である。なお、本専攻は厚生労働省専門実践教育訓練給付金の指定も受けている。

これらの奨学金等の学生への経済的支援については、奨学金等の募集時期に学年担任教員から学生に告知し、その後、事務局の学生指導を担当する専任職員が随時相談に応じている。

また、本専攻のほとんどの学生は公認会計士、米国公認会計士、税理士等の高度職業会計人となるのに必要な資格取得を目指しており、本専攻で会計・税務の高度な知識と技能を身に付けたため学修を行うと同時に、学外では資格取得のための受験勉強も行っている。こうした事情から、本学の経営母体である大原学園が提供している各種受験講座を入学手続き完了後から無料で受講できる課外学習制度を設けている。さらには、受験講座だけではなく社会人学生に対するリカレント教育のための課外学習講座も対象としている。ただし、課外学習の受講に当たっては、正課の学修内容に影響が出ないように、例えば、税理士受験講座については同時に二科目しか受験できない制限を設ける、本学および受験講座ともに出席率が 80%以上を条件とするなど、課外学習が学生全体の学修において過大にならないよう指導を行っている。

以上のように経済的支援についての相談・支援体制を適切に整備している。(評価の視点 5-3)

(3) 障がいのある者に対する支援

現在までのところ、障がいのある学生の入学実績はなく、修学支援措置(ノートテイク等)は行われていないが、障がいのある学生に対しては、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」にもとづき適切な配慮が行われることとなる。指針には学長を最高管理責任者、研究科長を監督責任者として障がいのある学生に対する差別解消を推進すること、

障がいのある学生に相談窓口を事務局におくこと等が定められている。(評価の視点 5-4)

(4) 留学生・社会人学生に対する支援

留学生については、学年担任教員と事務局の学生指導職員およびこれを補佐する事務局の職員が公的機関の留学生指導に関するセミナーなどを受講して指導にあたっている。また、本学に在籍する留学生のほとんどは中国語を母語としており、これに対応するため、中国語ネイティブのスタッフ(学園本部と兼任職員)を配し、共同して必要な援助を行っている。留学生の就職が決定した場合には「留学」から「人文知識・国際業務」といった就労可能な在留資格への変更、就職が確定しないときに引続き就職活動を行う場合は「(継続就職活動の為の)特定活動」への在留資格変更が必要となるが、こうした手続きのための説明会および指導も行っている。

また、社会人学生については、夜間・土曜日に適切に対応できるように事務局職員の勤務体制等を柔軟に調整し、支援に支障がないようにしている。(評価の視点 5-5)

(5) キャリア形成、進路選択等の支援

本専攻では入学試験合格時に、公認会計士や税理士など、課程修了後の進路選択はほぼ決定しているが、その後の進路の変更や、留学生の進路選択に係わる相談・支援については、学年担任教員が学生との個別面談を行い、学生の希望を確認し助言を行っている。

本学は小規模なため、キャリア支援を行うための大学独自の組織は設置していない。就職指導については学生委員会及び大原学園の就職指導を担当する兼任職員の協議の上、年間指導スケジュールを決定して計画的に指導にあたっている。ただし、上述のとおり進路は入学時にほぼ決まっているため、就職に関するセミナーなどへの出席率はそれほど高くはない。また、既述のように高度会計専門職業人として就業するために資格取得を目指す学生のために課外学習制度を設け、学生のキャリア形成を支援している。(評価の視点 5-6)

(6) 学生の自主的な活動、修了生への同窓会組織等に対する支援

学生の自主的な活動、修了生への同窓会組織に対しての支援であるが、学生の多くが大学院の学修と資格試験の受験勉強の両立で手一杯であることから、学生の自主的な活動が行われるには至っていない。また、同窓会組織についても立ち上げるまでには至っていない。このため、現時点ではこれらの支援については特に何も行われていないが、開学して10年余となり本専攻の修了生も200名ほどになってきたこと、また新校舎へ移転したことなどから、2019年度秋には修了生や退職した教職員等に声をかけ、在校生および教職員ともども初の懇親会を開催した。今後も交友を深めるべく、折に触れこのような懇親会を開催していきたいと考えている。(評価の視点 5-7)

以上のような本専攻の学生支援の特徴は、担任制度を中心として相談・支援体制が構築されている点にある。これはコンパクトな組織というメリット生かしてきめ細やかな学生対応を可能にする本専攻の特色である。また、会計専門職業人の養成という固有の目的に対して、経理学校として長きに渡るノウハウを蓄積してきた大原学園の受験講座を課外学習として無料に提供できることは、経済的負担を軽減すると同時にキャリア形成支援のための他学にはない本専攻の特色ある取組みとなっている。(評価の視点 5-8)

<根拠資料>

- ・資料 2-5 : 大原大学院大学学生委員会規程
- ・資料 1-2 : 2019 年度会計研究科ガイドブック (2019 年 4 月入学生用)

p. 223 大原大学院大学学年担任制規程

- ・資料 1-2 : 2019 年度会計研究科ガイドブック (2019 年 4 月入学生用)
pp. 228-230 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
- ・資料 1-2 : 2019 年度会計研究科ガイドブック (2019 年 4 月入学生用)
p. 195 VIII 学籍・その他諸事項
8. 奨学金等 13. ハラスメント 14. 学生支援 15. 相談
p. 177 V 学生生活上の諸事項 15. 就職活動支援
- ・資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
→ 学生生活 無料受講制度 (課外学習・入学前学習)
- ・資料 1-1 : 大学案内
p. 18 無料受講制度 (課外学習・入学前学習) / 奨学金制度 / 授業料減免制度
- ・資料 4-6 : 大原大学院大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する指針
- ・資料 5-1 : 第 133 回教授会議事要録(抜粋) 学生の就職サポートの年間スケジュールについて
- ・資料 5-2 : 「(継続就職活動の為の) 特定活動」への在留資格変更についての説明会資料
- ・資料 5-3 : 懇親会案内
- ・資料 ー : 当日閲覧資料 担任業務記録

【5 学生支援の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

- ・障がいのある学生に対する支援実績がなく、体制整備が十分であるとは言えないこと。
- ・修了生の同窓会組織等への支援が十分ではないこと。

(2) 改善のためのプラン

- ・学生支援機構のセミナー等に参加する、学内で研修会を開くなどして、障がい者支援について教職員の啓蒙を図っていく。
- ・現状では同窓会組織創設の基盤が十分とは言えないので、機会をもうけて大学主催の懇親会を開催していく。

6 教育研究等環境

項目 17：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、当該専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-1：講義室、演習室その他の施設・設備を経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。

（「専門院」第17条）〔F群、L群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕

6-3：障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔F群〕

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕

6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔A群〕

<現状の説明>

(1) 施設・設備の状況

① 教室等の状況

本専攻の校舎は、開学以来大原学園 10 号館（東京都千代田区西神田二丁目 2 番 10 号）2 階・3 階部分、及び大原学園 1 号館（東京都千代田区西神田一丁目 2 番 10 号）3 階及び 5 階部分を使用していたが、2019 年 4 月 1 日より、上記 10 号館の施設を上記 1 号館へ移転し、移転後はすべての施設が 1 号館（2 階から 7 階）となっている。

大学院の全ての施設を大原学園 1 号館の 2 階から 7 階に移設することで、使用建物が 1 棟に統合され、学生及び教員の利便性が向上し、学生が集中して学習できる環境が整い、また、大学院大学専用施設としての独立性が確保されることで大学院のためのより優れた校舎運営が可能となっている。

移転後の講義室は 3 教室（60 名、30 名、24 名が収容可能）、演習室は講義室とは別に 3 教室（20 名、12 名、6 名が収容可能）設置し、ゼミ形式授業や論文指導授業に使用されている。机は可動式にして講義形式の授業でもゼミ形式の授業でも使用できるようにしている。また、演習室の 1 室は、タブレット型の机・椅子を設置し、ディスカッション・対話型の授業に利用することが可能となっており、アクティブ・ラーニングにも適した演習室となっている。図書室の利用環境については、校舎移転に伴い、広さが 67.165 m²から 97.60 m²へ増床し、図書の閲覧用の座席を 20 席、パソコン操作用の座席を 2 席用意している。学生のための学習環境としては、学生が教材・資料等を保管するためのロッカーが設置されている。

以上のように小規模な大学院ではあるが、規模においても、講義、ゼミ、論文指導などの教育形態においても、学生の学習環境においても、施設・設備は適切に整備されている。（評価の視点 6-1）

② 自習室・ラウンジの状況

自習室は 16 席用意されており、各席の間に仕切り版を設置することにより、前後左右の席とは視覚的に遮断されている。利用時間は月曜日から日曜日までの毎日 8:00 から 21:30 まで利用

できるようになっている。また、無線 LAN も配備されており、学生が自己のパソコンを利用することができる。

学生ラウンジは 24 席用意されており、学生同士の談話や、各自の休憩、軽食を取る場所として利用できるようにしている。(評価の視点 6-2)

③ 障がい者に対する状況

講義室、演習室、図書室や自習室において引き戸のドアを設置し、トイレは車椅子で利用できるトイレを 1 室設置している。(評価の視点 6-3)

(2) 研究および学習のための環境

① 情報インフラストラクチャー

講義室・演習室においては、パソコン等を利用し画面を投影するためのプロジェクターが利用できる環境を整えている。2 つの講義室はプロジェクターを常時設置しており、それ以外の講義室・演習室については可動式のプロジェクターを準備することにより、対応可能となっている。

すべての教員の研究室には LAN 配線が行われており、インターネットとの接続により研究活動に資する環境が整っている。また、各教室、図書室、自習室等、全館において無線 LAN も整備しており、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されている。(評価の視点 6-4)

② 人的な支援体制

本専攻は、入学定員 35 名、収容定員 70 名という小規模な大学院大学であるため、制度的に特別な人的支援体制は設けていないが、各教員が情報処理に関する技術を求める場合には、教育研究に支障をきたさないよう問題が発生した際に大原学園の情報処理部門が対応するようになっており即座に解決している。

このように大学職員が少数であるため十分な対応ができない場合には、大原学園にある組織の関係部署を利用して施設・設備や人的支援に関する目的を達成している。(評価の視点 6-5)

なお、本専攻の固有の目的に即した特色のある施設・設備、人的支援体制は設けていない。(評価の視点 6-6)

<根拠資料>

- 資料 6-3 : 教授会議事録 2018 年 12 月
報告「校舎の移転について」
- 資料 1-2 : 2019 年度会計研究科ガイドブック (2019 年 4 月入学生用)
p. 180 11. 学生ラウンジ・自習室利用
12. パソコンの使用

項目 18 : 図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取り組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

（１）図書の状況

図書は年２回（春、秋）購入し、制度の改正などを反映した最新の情報が提供できるように配慮している。また、教員・学生から図書購入の要望があれば、随時購入し、対応している。

2019年3月末現在の蔵書などは下記のとおりである。

①蔵書 6,085 冊（和書 5,700 冊 洋書 385 冊）

分 類		図書数	和書数	洋書数	
000	総記	32 冊	26 冊	6 冊	
100	哲学・宗教	6	5	1	
200	歴史・地理	13	9	4	
300 社会科学	320 法律	324 民法	94	94	0
		325 商法	469	456	13
		その他	147	146	1
		小 計	710	696	14
	330 経済	331 経済学、経済思想	103	97	6
		333 経済政策、国際経済	110	110	0
		335 企業、経営	465	402	63
		336 経営管理	2,751	2,577	174
		338 金融、銀行、信託	548	513	35
		その他	54	49	5
	小 計	4,031	3,748	283	
	340 財政	341 財政学、財政思想	55	55	0
		345 租税	545	540	5
		その他	44	41	3
		小 計	644	636	8
	350	統計	11	10	1
	360	社会	108	105	3
370	教育	33	32	1	
380	風俗習慣、民俗学、民族学	2	0	2	
	その他	26	20	6	
	計	5,565	5,247	318	

400 自然科学	61	59	2
500 技術、工学	187	159	28
600 産業	203	177	26
700 芸術、美術	4	4	0
800 言語	12	12	0
900 文学	2	2	0
合 計	6,085	5,700	385

② 雑誌：24種（和雑誌：19種 洋雑誌：5種）

ア) 和雑誌 主なもの 「会計」、「企業会計」、「会計・監査ジャーナル」、「商事法務」、「税務弘報」、「月刊税理」、「税経通信」

イ) 洋雑誌 主なもの 「accountancy」、「The Accounting Review」、「Internal Auditor」

図書の選定にあたっては、社会科学分野の新刊を中心とし、教員の要望を踏まえて随時購入している。また、学生からの要望は、図書室の司書に伝えられ、図書委員会の確認を受けてから購入の手配を行っている。2019年4月の校舎移転に伴う書架の増加により、新規図書の充実も図った。

電子媒体については、海外の会計などに関する情報を入手するためにデータベース ABI/INFORM Research (ProQuest) を導入し、図書室および各教員研究室での閲覧が可能にしている。

※ ABI/INFORM Research ProQuest (米国) が提供するビジネス関連の雑誌・新聞、その他の情報源を幅広くカバーするデータベースである。

また、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを構築する環境として、下記のとおり図書館情報管理システムの構築を行っている。

① 国立国会図書館の登録利用者制度に機関として登録し、インターネットでの郵送複写を申し込むことを可能としている。

② 図書室据え置きのパソコンから NDL-OPAC (NDL-ONLINE) で複写希望資料の検索を可能としている。

③ 国立情報学研究所目録所在情報サービスが提供する「NACSIS-CAT/ILL」に参加するためのシステムを導入している。これらに参加していることによって、次のことが可能である。

「NACSIS-CAT」へ参加することにより、オンライン共同分担目録方式による全国規模の総合目録データベースを形成するためのシステムを構築することができる。

「NACSIS-ILL」へ参加することにより、図書館間で行われている相互貸借サービスの利用が可能となる。

図書室には、据え置きのパソコンが2台あり、データベース ABI/INFORM Research (ProQuest)、D1-Law、電子ジャーナル『中央経済 DV ライブラリー』が利用できるほか、CiNii Books, Articles, Dissertations や日本税務研究センターにアクセスできるようになっている。また、この据え置きパソコン2台のうち、1台には図書室の蔵書の検索等ができる「情報館」というソフトがインストールされており、別の1台にはデータベース eRules がインストールされるとともに、金融庁の EDINET にすぐにアクセスできるような設定がされている。

上記のとおり、学生や教員の学修、研究に必要な図書は、計画的・体系的に整備している。

(評価の視点 6-7)

(2) 図書室の環境

図書室の開館時間は、原則として授業の実施期間（春学期・秋学期）については、社会人学生も考慮し、平日が 9:00～21:30、土曜日が 9:00～18:00 としており、授業の休業期間については、平日の 10:00～19:00 としている。修士論文の作成や資格試験の受験に備え日曜日に開館する場合や、年末・年始や夏期休暇その他状況に応じて通常と異なる開館状況となる場合があり、校内の掲示やホームページにて開館予定を開示している。

据え置き 2 台のほかに、図書室内での利用を原則として、貸出用のノートパソコンを 5 台用意し、学生の資料収集や論文作成等の用に供している。

修士論文を作成する学生については、租税法に関する必要な資料を利用できるようにするため、公益財団法人日本税務研究センターの学生会員として登録し、費用は本専攻が負担している。

図書室の利用規程については『図書室利用時のルール』や『データベースの利用案内』などを定めて学生の入学時や進級時のオリエンテーションで告知しており、図書の貸出しルールは 1 回あたりの貸出可能な冊数が 10 冊、貸出期間については、1 回あたり最長 2 週間とし、貸出しの継続を希望する場合は、再貸出しの手続きを行うこととしている。(評価の視点 6-8)

なお、本専攻の固有の目的に即して、図書資料等の整備に特色ある取り組みは行っていない。(評価の視点 6-9)

<根拠資料>

- ・資料 1—2：2019 年度会計研究科ガイドブック（2019 年 4 月入学生用）
p. 180 13. 図書室利用
- ・資料 6—1：図書室利用時のルール
- ・資料 6—2：データベース利用案内

項目 19：専任教員の教育研究環境の整備

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F 群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費を適切に配分するとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F 群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔F 群〕

<現状の説明>

2019 年度現在、専任教員一人あたりの担当授業数は、年間平均週 3.9 科目（週 5.9 時間）である。特に過多ということはなく、教員の教育の準備および研究に十分配慮した水準となっている。

※専任教員担当年間総科目数 109 ÷ 専任教員数 14 = 一人あたり年間担当科目 7.8 科目
= 1 セメスタ（半年）3.9 科目

なお、専任教員の標準担当科目数は雇用形態によって異なり、次のようになっている。

研究者教員 昼間：年間平均週 3 科目／夜間：同 2 科目

研究者教員（定年再雇用） 昼間：年間平均週 1.5 科目／夜間：同 1 科目

実務家教員 昼間：年間平均週 1.5 科目／夜間：同 1 科目 (評価の視点 6-10)

教員の個人研究費は、本学の「研究経費規程」に基づいて支給している。研究費の金額は下記のとおりであり、この金額は 1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を支給対象期間とするものである。

区 分	研究者教員		実務家教員	
	研 究 費	研究旅費	研 究 費	研究旅費
教 授 准教授	300,000 円	200,000 円	200,000 円	100,000 円
講 師 助 教 助 手	150,000 円	100,000 円	100,000 円	50,000 円

専任教員の研究室は、専任教員 14 名全員に 1 室ずつ個室として提供されており、共同使用はない。1 室当たりの平均面積は 17.5 m² であり、基本装備として机、椅子、書棚、保管庫、パソコンおよび電話機が設置され、ネットワーク機器利用のために LAN 配線を行っている。また、研究室の近隣に教員が使用するための複合コピー機とシュレッダーが設置されている。これらの設備の管理保全については、技術スタッフとして大原学園本部の情報処理部門の技術スタッフ 2 人を兼任職員として配置し、教育研究などを支援する。このように十分な教育研究環境が整備されている。(評価の視点 6-11)

教育研究活動の一層の活性化を図り、本学の教育研究の向上に資するため、専任教員が自らの研究に専念できる一定の期間を取得できる制度として、2015 年 8 月より「大原大学院大学サバティカル制度規程」が施行されている。なお、この制度の適用の実績はない。(評価の視点 6-12)

<根拠資料>

- ・基礎データ表 3（授業担当時間を示すデータ）
- ・基礎データ表 8（教員の個別研究室、共同研究室の利用状況に関するデータ）
- ・資料 6-4：大原大学院大学諸規則集（抜粋） 研究経費規程
- ・資料 6-5：大原大学院大学サバティカル制度規程

【6 教育研究等環境の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

校舎移転に伴い、障がいのある者のための施設・設備の整備として、多目的トイレの設置、教室の扉について引き戸を設置する等の対応をしているが、建物の出入り口については検討を要する。また、図書室の増床により蔵書数は増加しているが、まだ増加可能な状況である。

(2) 改善のためのプラン

障がいのある者に対する建物の出入り口については、状況に応じて個別に対応する。図書については今後の修士論文作成者の増加を勘案し、増設した図書室の書架を活用できるよう、研究図書の一層の整備・充実に取り組む。

7 管理運営

項目 20：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔F群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔F群〕

7-3：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔F群〕

7-4：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕

7-5：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

大原大学院大学は1研究科1専攻のみを設置する会計専門職大学院であり、学長が本専攻の全般に関する管理運営をつかさどり、運営組織として教授会を設置し、その下に各委員会を配置している。また、事務組織として事務局を置いている。

教授会は学長、専任の教授及び准教授により構成されるが、専任の講師も出席するようにしている。また、事務局からも事務局長と事務局員1名が出席し、教授会の求めに応じて事務局員が把握している情報を教授会で報告するなど、一体となった行動ができるようにしている。教授会はほぼ毎月1回（原則として、8月、9月は休会）開催している。

大学の意思決定のプロセスは、学長を議長とする会計研究科教授会で審議され、学長による意思決定が行われる。特定の事項については、学長に意見を具申し又は教授会の諮問に応じて審議する機関である各種委員会にて適宜審議し、教授会に上程する仕組みを設けている。

教授会のもとに設置される委員会には、教務委員会、入試委員会、学生委員会、ハラスメント対策委員会、人事委員会、FD委員会、研究年報編集委員会、施設委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、外部評価委員会、将来計画検討委員会、情報公開委員会、研究倫理委員会がある。

以上のように、本専攻を管理運営するための固有の組織体制を整備している。（評価の視点7-1）管理運営組織については、学則第8条において「本学に、教授会、委員会及び事務局を置く。」と規定しており、第9条において教授会に関する事項が規定され、教授会の審議事項を、「(1) 教育に関する事項、(2) 教員人事に関する事項、(3) 学生に関する事項、(4) 研究に関する事項、(5) 修了の認定に関する事項、(6) 学則その他学内諸規程に関する事項、(7) 自己点検・自己評価に関する事項、(8) その他、本学に関する重要事項」と定めている。さらに第10条では、教育、研究、校務等の円滑な運営を図るための委員会設置が規定されている。また、教授会に関する取

り決めおよび教授会のもとに置く各委員会などの学内規程を定めている。これらの学内規程は必要に応じて、随時、見直しを行っている。このように関連法令に基づく適切な規定が制定され、これに従って、教授会および各委員会が運営されている。(評価の視点 7-2)

本専攻固有の管理運営を行う教員組織の長は研究科長となるが、その任免に関しては、大原大学院大学研究科長選考規程を定めている。次に規定の一部を抜粋して示す。

「第2条 研究科長の選考は、この規程により教授会の議に基づき学長が行う。

第3条 (略)

第4条 教授会は、本研究科の専任教員の中から、研究科長候補者を選挙により選考する。

第5条 第4条の選挙は、教授会構成員の3分の2以上が出席する教授会において単記無記名投票により行い、出席者数の過半数の得票者を持って候補者とする。

2. 得票過半数の者がいないときは、得票多数の者2人(得票同数の者があるときは2人を超えても被選挙人に加える。)について、更に投票を行い得票多数の者を研究科長候補当選者とする。ただし、得票同数の場合は、年長者を選ぶ。」

この規定にしたがって、教授会の議に基づき学長が研究科長の任免を行っている。(評価の視点 7-3)

企業、その他外部機関との連携・協働については、現在のところ本専攻が企業等と直接連携・協働を行っている実績はない。よって、このための協定、契約等の決定・承認や資金の授受、管理等も行われていない。また、本学は会計研究科会計専攻のみを設置する大学院大学のため、他に学部・研究科などを設置していない。そのため、それらとの連携・役割分担を行うことはない。(評価の視点 7-4、7-5)

<根拠資料>

- ・資料 1-2 : 2019 年度会計研究科ガイドブック (2019 年度 4 月入学生用)
pp. 201-202 大原大学院大学学則 第 8 条、第 9 条、第 10 条
- ・資料 7-2 : 教育研究組織図
- ・資料 7-3 : 委員会人事一覧表
- ・資料 7-1 : 大原大学院大学研究科長選考規程
- ・資料 7-4 : 教授会 議事要録 (抜粋) 2018 年 2 月
「研究科長の選出について」

項目 21 : 事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-6 : 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。〔大学院〕第 42 条〕〔F 群、L 群〕

7-7 : 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F 群〕

7-8 : 事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

本専攻の管理運営にあたる事務組織の設置とその職務の概要は学則第 11 条に次のように規定している。

「第 11 条 本学事務局に、その長として事務局長を置く。

2. 事務局は次の業務を担当する。

- (1) 本学の金銭収支に関する全ての事項
- (2) 本学学生の成績等に関する管理
- (3) 本学学生の就職に関するオリエンテーション等の就職支援
- (4) 本学の施設に関する管理
- (5) 本学学生の募集に関する広報活動
- (6) 本学を修了した者に関する管理
- (7) その他、本学学生に関する事務全般」

本専攻は入学定員 35 人、収容定員 70 人と小規模なため事務組織も小規模ではあるが、その理念・目的および教育目標の達成を支援するものとして、次のように適切に機能する組織となっている。

本専攻の事務組織は、専任事務職員 5 名（事務局長を含む）、図書室に図書室専門職員 1 名の合計 6 名と、兼任職員（大原学園本部と本学の業務を兼務する者をいう。）11 名で構成されている。その業務内容により担当する部署を区分している。大学院大学として固有の管理運営業務は大学院大学の事務局が担当し、一般的な学校経営・運営事務は法人本部内の財務総務本部、広報営業本部、情報システム本部などの事務部門に兼任職員を配置し、他の学校事務業務と兼務する方法により担当している。また、学生の就職支援については、大学院大学の学年担任教員と事務局とともに、学園グループが有する新卒市場・中途市場・留学生市場などの各就職担当部署が共同してあっている。このような体制を敷くことにより、事務業務の効率化を確保しつつ、業務内容の多様化に対応する機能を備えている。専任事務職員については職員に必要な知識及び技能が習得できるよう、月に一度 SD 活動会議を実施している。主な内容として本学職員が外部機関の SD に関する講演会や研修会に参加し、参加者が報告会を開催したり、公認会計士や税理士等の国家試験の免除制度、又は専門実践教育訓練給付金や各種奨学金に関する手続等を確認し、情報を共有している。（評価の視点 7-6）

事務局の職員 2 人は教授会に出席していることから、教授会の決定を熟知しており、また、教授会の求めに応じて事務局が把握している情報を教授会で報告している。本専攻は小規模であるため、教員との関係は緊密であり、教授会ないし教員との有機的な連携が図られている。（評価の視点 7-7）

本専攻は会計専門職を目指す学生が入学してくることから、事務職員に対して、大学院の授業などに関する相談だけでなく、公認会計士試験や税理士試験などの資格試験に関する相談をしていくケースも多い。こうした場合、本専攻の事務職員は会計分野の教育経験・知識を有している者が多く、かなり深い内容まで対応している。このような点が事務組織としての特色である。（評価の視点 7-8）

<根拠資料>

- ・資料 1-2：2019 年度会計研究科ガイドブック（2019 年度 4 月入学生用）

p. 202 大原大学院大学学則 第 11 条

- ・資料 7-5：事務局の役割分担表
- ・資料 7-6：SD活動会議の記録

【7 管理運営の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

現在、月に一度SD活動会議を実施しているが、内容が業務の報告や連絡に留まっている傾向があるため、事務職員の資質向上のための取り組みが実施できるよう、改善が必要である。

(2) 改善のためのプラン

必要な知識や技能を身に付けるための取り組みについて、その内容及び実施時期等について、計画的にSD活動を行う。

8 点検・評価、情報公開

項目 22：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。〔学教法〕第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）〔F群、L群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻においては、学則第13条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条に規定する目的を達成するため、本学の教育及び研究並びに施設及び設備等の状況について自己点検及び自己評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、同条第2項には、「前項の自己点検及び自己評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。」と規定している。同学則にもとづき、自己点検・評価委員会規程が定められ、自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価作業を行っている。

同規程には、自己点検・評価委員会の任務を「委員会は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する」と規定している。本学は、会計研究科会計専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学であり、自己点検・評価委員会が全学的な自己点検・評価を行うほかは、それに連なる下部組織は存在しない。また、同規程には、委員会の職掌事項として、自己点検・評価項目の設定、資料の収集および分析、各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認、それらに基づく自己点検・評価、自己点検・評価のための調査研究などが規定されている。委員の選出についても、専任教員だけでなく、事務局職員および経営母体である学校法人大原学園理事会および評議員会の指名を受けた者と規定されており、教育研究活動だけではなく施設・設備、運営および財務状況も含めた全学的な点検・評価に相応しい委員によって構成されている。以上のように、本専攻は自己点検・評価のための仕組み・組織体制を適切に整備している。

2010年度に開学以来初となる経営系専門職大学院認証評価を受審することを機に、公益財団法人大学基準協会による経営系専門職大学院基準の項目および方法にしたがって2009年度に初めての自己点検・評価作業を行い、その結果を「2009年度点検・評価報告書」として大学ホームページ

ージに公表した。同認証評価の際、「自己点検・評価は第三者評価と結び付けて行われるものに限られるわけではなく、教育研究の質向上のため組織的・継続的に行われていくべき性質のものであるため、実質的かつ継続的な自己点検・評価に取り組むことが必要である」旨の提言（検討課題）があり、本専攻は、認証評価によってではなく自主的に自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善に努め、本専攻の質を自ら確実に保証することの重要性を再認識し、そのための評価機関として学外の有識者3名による外部評価委員会を設置した。

しかしながら、1研究科1専攻（会計研究科会計専攻）のみを有する独立大学院である本学は、その後、

2010年度 経営系専門職大学院認証評価

2012年度 大学評価（認証評価）

2015年度 経営系専門職大学院認証評価

2019年度 大学評価（認証評価）

2020年度 経営系専門職大学院認証評価

と、平均して2～3年に一回、認証評価機関による認証評価を受審し、さらにその合間にはそれぞれの改善報告書を提出し評価を受けているのが実情であり、結局これらとは独立した自主的な自己点検・評価活動を行うことはできていない。結果として、第三者認証評価という機会を利用することで、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施してきたと考えている。（評価の視点 8-1）

次に、本専攻においては、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改革・改善に繋げる機関として、将来計画検討委員会が設置されている。将来計画検討委員会規程には、将来計画検討委員会の審議事項を「委員会は、自己点検・評価委員会が点検・評価の過程において課題とした事項その他の改善すべき事項について審議する」と規定している。委員の選出については、特に規定上は定められていないものの、内部質保証を推進する委員会としての重要性および統率性に鑑み、学長、研究科長、副研究科長、事務局長からなる大学執行部が選出されている。将来計画検討委員会が、自己点検・評価過程において指摘された問題点について原因の所在を明らかにして改善への方針を決定し、具体的な改善策の策定に着手あるいは、必要に応じて教務委員会や入試委員会、施設委員会などの各委員会に改善策の具体的な策定を指示する。そして改善の結果は、再び自己点検・評価作業によって検証される。以上のように、本専攻においては自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みが整備されている。（評価の視点 8-2）

本専攻は、2010年度に開学以来初となる経営系専門職大学院認証評価を受け、公益財団法人大学基準協会より経営系専門職大学院基準への適合判定を得たものの、定員管理、自習室の整備、図書資料に関する3項目の勧告と21項目の問題点（検討課題）が付された。2013年には、これらの指摘に対する「改善報告書」を提出し、2014年の同協会の「改善報告書検討結果」において、「これらの勧告及び問題点（検討課題）を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことが確認できた」との評価を受けている。

続く2015年度の経営系専門職大学院認証評価においては、再び同協会より経営系専門職大学院基準への適合判定を得たが、勧告はなかったものの検討課題17項目が付された。これらの指摘に対する「改善報告書（検討課題を踏まえた課題解決計画）」を2017年に同協会に提出している。以下に報告書に記載した課題解決計画、およびその後の改善状況を示す。（評価の視点 8-3）

2.教育内容・方法、成果等

(1) 教育課程等 項目5：教育課程の編成

(2) 教育方法等 項目8：授業の方法等

【項目5】の検討課題

・理論と実務の架橋教育が教育課程の編成にどのように反映され、その効果がどのように測定されているかが明確ではなことから、その具体的な方針と効果測定の明確化が望まれる。

・教育課程の編成においては、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等を常に把握しそれを反映させていかなければならないが、貴専攻では、これらの把握は、研究者教員や実務家教員の個々の活動において、また授業評価アンケート等の自由意見の聴取等によって行われているに過ぎず、例えばビジネス界からの意見を聴取する制度を設けるなど、組織的にこれを行う仕組みは有していないことから、その改善が望まれる。

【項目8】の検討課題

・貴専攻においては、事例研究やディスカッション等のアクティブ・ラーニング、あるいはインターンシップなどの実地教育など、適切な方法により授業が行われることの必要性が、学則第14条第2項に明確に定められており、理論と実務の架橋を強く意識した授業が応用・実践科目群を中心に数多く配置されているとされるが、その実践的な方法や効果的な測定は明確にされていないことから、それらの検討が望まれる。

・IFRS関連講座、「英文会計」、「ビジネスプレゼンテーション」など、グローバルな視野をもった人材養成の推進に利する授業科目を配置するという配慮がなされているものの、貴専攻の教育上の目的では、企業の国際化への対応が謳われていることから、より積極的かつ組織的な教育方法の導入が望まれる。

【課題解決計画】

理論と実務の架橋教育および国際化へ対応しうる教育を有効に機能させるためには、(1)教育効果を測定しそれを反映させる仕組みを確立すること、(2)実務界のニーズを把握することによって、どのようなカリキュラム編成が望ましいのか、どのような実践的な授業方法が望ましいのかを常に考え改善していく必要がある。今後は監査法人への就職実績もある程度蓄積され、また養成する人材像が拡張され、税理士事務所や一般企業への就職実績も増えていくと考えられることから、監査法人や税理士事務所等との意見交換の可否も含めて、これらを検討していく。

<改善状況>

教育課程の編成についてビジネス界からの意見を反映させる仕組みについては、法令にもとづき、2019年度より教育課程連携協議会を設置している。

グローバルな視野をもった人材養成のための教育課程の編成については、2015年度より租税法系科目に「国際租税法」を新設するなどの進展がある。

2.教育内容・方法、成果等

(2) 教育方法等

項目9：授業計画、シラバス

項目10：成績評価

【項目9、10】の検討課題

・シラバスにおける各回の授業内容の記載については、教員によって記述内容に精粗がみられることから、より一層の改善が望まれる。

・成績評価において、出席自体を加点対象としていることは不適切であり、また、出席率を成績評価の判断に利用する場合、その評価割合がおおむね10%～50%までと多様で成績評価方法の記載内容には精粗がみられることから、その標準化への対応が望まれる。

【課題解決計画】

シラバスに関する指摘を受け、教授会において次の確認と決定を行った。

・これまでも各回の授業内容は200字程度での記述を要請してきたが、この徹底を再度確認した。こうした要請にもかかわらず問題がある場合は、教務委員長ないし研究科長から是正を求めることとした。

ただし、論文指導については、学生の進捗度合によって各回の授業内容も異なることから、あえて詳細な記述を避けることとした。

・出席自体を成績評価の加点対象とすることは取り止めた。授業への取り組みの姿勢は、平常点（授業内での発表や発言）として評価することとし、シラバスの記述を改めることにした。

<改善状況>

シラバスの記載内容については、2019年度より「シラバスについて」（シラバス執筆要領）を作成し授業担当者に配布することで、内容の統一性を図っている。

2. 教育の内容・方法・成果等

(2) 教育方法等

項目11：改善のための組織的な研修等

(3) 成果等

項目12：修了生の進路の把握・公表・教育効果の評価の活用

【項目11】の検討課題

研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の指導能力の向上については、現在のような受け身的な取り組みではなく、研修会への参加等を通じたより積極的な取り組みが望まれる。

【項目12】の検討課題

・継続して勤務している修了生の活動状況については組織的に把握することが望まれる。
・教育効果の測定にあたり、修了生に対するヒアリングを通じて学生の自己評価による学習達成度をもって教育効果を測ることとしているが、これでは固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用する仕組みとはいいいがたく、また、ヒアリングをどのように反映させているか明確ではないことから、より適切な評価方法の工夫が望まれる。

【課題解決計画】

研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の指導能力の向上については、適切な外部研修会への参加等の可否も含めて、FD委員会で検討していく。

修了生に対するヒアリングを通じて教育効果を測るとしたのは、もともと監査法人への就職実勢が乏しかったための代替的な方策としてである。養成する人材像が拡張されたこともあり、今後は監査法人とともに税理士事務所や一般企業への就職実績もある程度増えると考えられることから、これら修了生の後追いをしっかりと行うことができる仕組みを確立した後、監査法人や税理士事務所等との意見交換の可否も含めて、どのように教育効果を測定し教育課程等に反映させることができるかを、教務委員会や学生委員会など関係各委員会のもとで検討する。

<p><改善状況></p> <p>検討中である。</p>
<p>3. 教員・教員組織</p> <p>項目 13：専任教員数、構成等</p>
<p>【項目 13】の検討課題</p> <p>専任教員の構成については、70 歳代の教員が全体の半数近い割合となっており、そのうち 70 代後半の高齢の教員が多くなっていることに加え、国際経験という点では、外国企業における勤務、海外の大学への留学やフェロー等お経験を持つ教員がいるものの、全体的には少ない状況であるため、今後は、学生に対する継続した教育指導体制の維持という観点から、年齢構成の若年化や国際経験等に一層の配慮をすることが望まれる。</p>
<p>【課題解決計画】</p> <p>本専攻では、2016 年 4 月より助教 2 名（財務会計系 1 名 36 歳、管理会計系 1 名 37 歳）を採用するなど、教員の新規採用にあたっては出来る限り年齢構成の若年化に配慮している。ただし、税法の論文指導については、豊富な指導経験を有する教員も必要となることから、年齢構成の若年化という課題については、教育の質を保証した上で、徐々に実行する予定である。</p> <p>一方、国際経験等の豊かな教員の採用であるが、専任教員の公募を行う際に考慮しているものの、応募してくる者が必ずしもこうした経験を有する者とは限らないため、進展していないのが現状である。今後、国際経験等の豊かな教員の採用をどのように行うか、人事委員会において検討するとともに、専任教員の在外研修制度の導入を教務委員会において検討するものとする。</p>
<p><改善状況></p> <p>課題解決計画にある 2016 年 4 月の助教 2 名（財務会計系 1 名・当時 36 歳、管理会計系 1 名・当時 37 歳）に続き、2018 年 4 月には講師 1 名（経済・経営系・当時 31 歳）、2019 年 4 月には准教授 1 名（財務会計系・当時 51 歳）を採用するなど、新規採用において若年化に配慮した結果、現在専任教員は各年齢層にバランスよく配置されている（本報告書項目 12 参照）。</p> <p>一方、国際経験の豊かな専任教員の採用については思うような進展は見られないため、客員教員や非常勤講師の採用において国際経験をなるべく配慮するようしている。</p>
<p>3. 教員・教員組織</p> <p>項目 14：教員の募集・任免・昇格</p>
<p>【項目 14】の検討課題</p> <p>教員の募集・任免・昇格について、基準や手続に関する規定が定められているものの、教育上の指導能力については具体的な基準や手続が定められていないことから、その策定が望まれる</p>
<p>【課題解決計画】</p> <p>2016 年 7 月には、教員の昇任に関する申し合わせ事項を改訂し、教育上の指導能力についての具体的な基準として、教授、准教授、講師、助教に昇任するにあたってそれぞれ必要となる研究教育の経験年数を定めている。</p>
<p><改善状況></p> <p>課題解決計画のとおりである。</p>

3. 教員・教員組織

項目 15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

【項目 15】の検討課題

- ・専任教員の授業担当時間について、教員間において授業等の負担に大きなばらつきがあり、専任教員が最小限満たすべき標準コマ数を設定してはいるものの、教育の準備及び研究に配慮したものとなるように検討が望まれる。
- ・専任教員の研究活動については、その成果を公表する場として年度末に研究年報を発行し、資質の向上を図っているが、現状では、研究活動、社会への貢献及び組織内の運営等への貢献について適切に評価する仕組みが整備されていないため、これらの改善が望まれる。

【課題解決計画】

教員の新規採用においては、専任教員の担当コマ数が適切となることも念頭に採用計画を立てるものとする。すでに 2016 年 4 月には、助教 2 名を新規採用することで、特に担当コマ数の突出していた財務会計系専任教員のコマ数が軽減されている。

専任教員の研究活動、社会への貢献及び組織内の運営等への貢献を評価する仕組みについては、2016 年 7 月に教員の昇任に関する申し合わせ事項を改訂し、昇任にあたって必要な業績について外部への論文投稿や著作物を要件に加えるなど、検討を始めている。

<改善状況>

課題解決計画にあるように、2016 年 4 月の助教 2 名を新規採用したことにより、特に担当コマ数の突出していた財務会計系専任教員のコマ数の軽減が図られている。また、現在管理会計系の専任教員が 1 名しかいないため 2018 年 4 月から管理会計系の非常勤講師をあらたに採用するなど、特定の専任教員に過度の負担がかからないように配慮している。

教員の研究活動の評価については、本報告書項目 14 にも述べたように、昇任時の評価の基準は設けたものの経常的にその評価を行う仕組みの整備は進展していない。

4. 学生の受け入れ

項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理

項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法

【項目 16】の検討課題

A0 入試に関しては日商簿記検定 2 級程度の学力を入学後に身に付けるという条件であるが、A0 入試合格者が入学後に日商簿記検定 2 級にすべて合格しているわけではないことから、当該入試合格者の簿記学力の向上に一層の努力が望まれる。

【項目 17】の検討課題

今後は、税理士志望者が増加することも想定されることから、入学者の受け入れ方針の継続的な検証は、「入試委員会」とカリキュラム関係の「教務委員会」との連携が望まれる。

【課題解決計画】

A0 入試合格者の指導方法は、経営母体である大原学園の簿記受験講座を受講させ、これと並行して本専攻の簿記指導員が補講を行うという体制をとっており、その基本は従来と変わらない。ただし、A0 入試の実施を第 1 回入試（2016 年 7 月 30 日実施）と第 2 回入試（2016 年 9 月 24 日実施）に限定して入学までの簿記の学習期間を長くとれるようにするとともに、2016 年からは本専攻の簿記指導員の数を増やすことなどによって補講を一層充実させることにした。また、入学前に日商簿記検定 2 級に合格できなかったとしても入学直前の 3 月に本専攻が行う確認テストによって実力判定を行い、その結果によって入学後も簿記指導員による補講を継続して 6 月の検定には合格できる

体制にした。

また、入学者受け入れ方針の継続的な検証については、従来から「入試委員会」と「教務委員会」の連携により行ってきたが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーの整合性が重要となるため、今後とも継続して連携を維持しながら検証を行うこととする。

<改善状況>

課題解決計画のとおり、学年担任が中心となって簿記知識が不足する入学生には本専攻の授業開始後も課外学習を継続して指導している。なお、AO入試の成果をより着実なものとするために、2018年度入学生用の入試より、AO入試の実施を第1回（7月）に限定している。

5. 学生支援

項目 18：学生支援

6. 教育研究環境

項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備

【項目 18】の検討課題

障がいのある学生については、十分な施設が整っていないこともあり、現状の施設で学修に支障がないかどうかを志願者に判断してもらった上で受験してもらうことにしており、現在までのところ障がいのある学生の志願はない。しかし、今後は志願者の増加も想定されることから、障がいのある者を受け入れるための学習面の支援体制を整備することが望まれる。

【項目 19】の検討課題

障がいのある者が入学試験を受けるときには、事前に環境を理解した上で受験するように案内ルールを決めているとのことであるが、このような対応は、障がいのある者の受験機会を奪うようなものであり、適切な対応が望まれる。

【課題解決計画】

指摘を受け、施設委員会において、入口の段差解消工事及び教室等のドアを引き戸にする工事の検討を行ったが、予算との関係から見送りとなった。なお、入口については段差を解消する器具を設置する応急措置を施した。

また、「障がいのある者が入学試験を受けるときには、事前に環境を理解した上で受験してもらう」とした案内ルールを止め、受験機会を奪うような対応はしないとの学内での認知を図った。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の2016年4月施行を踏まえ、本専攻の研究科長、事務局長などがセミナーに参加して、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」を制定し、教職員への啓蒙を図るとともに、障がい者が入学を希望する場合には、補助者を置くなど、できうる限りの対応を行うことを確認している。

<改善状況>

施設面では2019年度から現校舎に移転したことを期に、本報告書項目17に説明したとおり、教室、自習室、図書室に引き戸を設置し、バリアフリー・トイレを1室整備した。また、日本学生支援機構の研修会に毎年必ず研究科長と事務局長が出席するなど、学生支援の体制整備を進めている。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受けて、2016年7月に「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」を制定した。同月教授会において、研究科長より障害の社会モデルや合理的配慮の考え方について説明があり、障がいのある学生に対する適切な対応について教員への周知を図っている。

<p>6. 教育研究環境</p> <p>項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備</p> <p>【項目 19】の検討課題</p> <p>学生の学習活動に必要なパソコン設備は自習室や講義室から離れた施設にあることから、学習活動のための情報インフラストラクチャーのより一層の整備が望まれる。</p> <p>【課題解決計画】</p> <p>パソコンを使用する授業のための教室は、大原学園の専門学校が使用する教室と共用となっているが、現在のところ本専攻専用のパソコン教室を設置する予定はない。このため、施設委員会において、代替措置として、学生が学習活動のために使用するノートパソコンを購入し、図書室で管理し、貸し出すこととした。なお、教室、自習室および図書室には無線 LAN が設置されているため、インターネットを使用することも可能となっている。</p> <p><改善状況></p> <p>課題解決計画のとおりである。</p>
<p>6. 教育研究環境</p> <p>項目 20：図書資料等の設備</p> <p>【項目 20】の検討課題</p> <p>図書や各種資料は比較的古いものが多く、蔵書数についても学生の学習活動、教員の研究活動にとって十分であるとはいえない。とりわけ、今後の修士論文作成者の増加を勘案すれば、研究図書の一層の整備・充実が望まれる。</p> <p>【課題解決計画】</p> <p>現在のところ、図書室を拡張する予定はない。このため、図書委員会、施設委員会で協議を行い、比較的早く利用者も少ない図書を書棚から外し、これに代えて、新しく購入した図書を配架することとした。さらに税法等の利用頻度の高い図書を見やすい位置に移動して利用を促進している。また、新刊購入の都度、学生向けに告知して利用を促進している。</p> <p>新図書の購入時期であるが、定期的に春と秋の年二回としている。図書委員会において教員・学生の要望を聞き、必要な図書を購入している。また、教員、学生から購入希望があった場合には、随時購入することとしている。年間約 200 冊の新刊購入を計画している。</p> <p><改善状況></p> <p>2019 年度から現校舎に移転したことを期に図書室は従前の約 67m²から約 98m²へ増床している。</p>
<p>7. 管理運営</p> <p>項目 21：管理運営体制の整備、関係組織等との連携</p> <p>【項目 21】の検討課題</p> <p>企業、その他外部機関との連携・協働については、会計大学院協会が実施するインターンシップに学生を参加させるといった活動にとどまり、貴専攻が企業等と直接連携・協働を行っている実績はないことから、学生の就職問題への対応も含めて、外部機関との連携・協働を積極的に行うことが望まれる。</p> <p>【課題解決計画】</p> <p>論文指導の実施に伴い、FD 委員会において税理士事務所でのインターンシップを行ってはどうか</p>

との意見が出されたが、税理士事務所は小規模な場合が多く、顧問先についての守秘義務などの問題から実施は容易ではないとの結論となった。実務家教員の事務所でのインターンシップも検討したが、受入れはむずかしいとの結論に至った。これ以降、外部機関との連携・協働については話し合われていない。しかし、理論と実務の架橋教育を目指す以上、本件について、どのような方策があるか、今後も検討を行う。

<改善状況>

外部機関との連携・協働について特に進展はない。

8. 点検・評価、情報公開

項目 23：自己点検・評価

【項目 23】の検討課題

2010 年度に受けた経営系専門職大学院認証評価結果に対する「改善報告書」に対して、教育研究活動の改善・向上に結びついている部分もあるものの、いまだ検討中のものもあり早急に対応するのが望ましい項目も残っている。これらの項目については、引き続き改善努力が続けられているとされるが、対応年度の目途を立てるなど、改善に向けた中長期的な計画を明確にしたうえで、速やかな改善が望まれる。

【課題解決計画】

本専攻は、改善勧告や検討課題を真摯に受けとめ、喫緊性・重要性の高いもの、改善が比較的容易なものから優先順位をつけて一つ一つ改善に取り組んできた。今後もこの方針に変わりはなく、残された課題についてはもう一度精査を行い、対応期間におおよその目安を付けた上で改善努力を続ける。

<改善状況>

2010 年度の経営系専門職大学院認証評価の「改善報告書検討結果」において、引き続き検討を重ね改善が図られることが望まれる項目として特にあげられたのは、第 1 に、実質的かつ継続的な自己点検・評価に取り組む体制の整備、第 2 に、専任教員の担当体制の強化、第 3 に、研究活動の活性化を図るための制度作り、第 4 に、身体に障がいのある者に対応した施設や支援体制の整備である。実質的かつ継続的な自己点検・評価に取り組む体制の整備については本報告書項目 22 に、専任教員の担当体制の強化については同項目 19 に、研究活動の活性化を図るための制度作りについては同項目 19 に、身体に障がいのある者に対応した施設や支援体制の整備は同項目 15、項目 16、項目 17 に述べられている。

以上のように、本専攻においては、自己点検・評価のための仕組み・組織体制、実施方法を適切に整備し、認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応するとともに、自己点検・評価の結果について、教育研究活動の改善・向上に適切に結びつけている。（評価の視点 8-3、8-4）

<根拠資料>

- ・資料 一 : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>
 - 大原大学院大学情報
 - 大原大学院大学の自己点検・評価報告書 その他届け出書類

(公財) 大学基準協会による認証評価結果等

- ・資料 2-5：大原大学院大学自己点検・評価委員会規程
- ・資料 2-5：大原大学院大学将来計画検討委員会規程
- ・資料 8-2：大原大学院大学外部評価委員会規程

項目 23：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。(「学教法」第 109 条第 1 項) [F 群、L 群]

8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表していること。[F 群]

8-8：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。(「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項) [F 群、L 群]

- (1) 教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学金その他の徴収する費用に関すること。
- (9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- (10) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況。

8-9：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。[A 群]

<現状の説明>

本専攻はこれまでの自己点検・評価報告書及び認証評価の結果をホームページに「大原大学院大学情報」という項目を設けて掲載し、学内外に広く公表している。(評価の視点 8-6、8-7)

また、本専攻の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、同じく「大原大学院大学情報」の「教育情報等の公開」という項目において、下記の内容を学内外に広く公表している。

1. 教育研究上の目的

- ・建学の精神と伝統
- ・理念
- ・教育上の目的
- ・養成する人材像
- ・学則
- ・内部質保証の方針
- ・社会連携・社会貢献の方針

2. 教育研究上の基本組織
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織図 ・事務組織図
3. 教員組織、教員数、各専任教員の経歴・業績等
<ul style="list-style-type: none"> ・資格別教員数 ・専任教員一人あたりの学生数 ・専門職大学院設置基準上必要な専任教員数と現在の教員数 ・専任教員と非常勤教員の比率 ・専任教員の年齢別教員数 ・各専任教員が有する学位、経歴および業績
4. 入学者受け入れ方針、入学者数・在学者数、修了者数・公認会計士試験合格者数、就職等の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー） ・入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数及び収容定員充足率、収容定員および在学者数 ・修了者数及び学位授与率 ・退学者数、除籍者数及び中退率 ・留年者数 ・社会人学生数 ・留学生数及び海外派遣学生数 ・公認会計士試験合格者数の推移 ・就職等の状況
5. 授業科目、授業内容、年間授業計画等
<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー） ・系統別授業科目一覧表 ・授業科目紹介（シラバス） ・学年暦 ・履修モデル
6. 取得できる学位、修了要件単位数等
<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー） ・修了により取得できる学位 ・修了要件単位数 ・学位規程
7. 教育研究環境に係わる校舎等の施設・設備等
<ul style="list-style-type: none"> ・校舎 ・ 耐震化率 ・交通アクセス ・施設紹介（教室、図書室、ラウンジ、自習室）
8. 入学料、授業料等の学費
<ul style="list-style-type: none"> ・入学金・学費等の諸費用
9. 修学、進路選択、心身の健康などに係わる支援
<p><修学に係る支援の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援体制

- ・奨学金 ・ 給付奨学金・貸与奨学金支給状況
- ・無料受講制度（課外学習・入学前学習）
- <進路選択に係る支援の状況>
- ・就職指導
- ・監査法人のインターンシップ ・インターンシップ参加者の状況
- ・無料受講制度（公認会計士試験受験講座・税理士試験受験講座等）
- <心身の健康等に係る支援の状況>
- ・学生を対象とした災害傷害保険
- ・ハラスメント対策
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針

10. 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況

以上のように、本専攻は、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たしている。（評価の視点 8-8、8-9）

<根拠資料>

- ・添付資料 ー : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>
→ 大原大学院大学情報
- ・添付資料 8-1 : 大原大学院大学情報公開に関する要項

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

小規模であり教職員数も少ない本学が、平均して 2～3 年に一回、公的な認証評価を受審するという状況の中で、今後自主的な自己点検・評価作業をどのように位置付け、定期的に自己点検・評価を行っていくか再考する必要がある。

(2) 改善のためのプラン

経営系専門職大学院認証評価と大学評価（認証評価）を、全学（全評価項目）的な自己点検・評価の場と位置付け、それらを受審しない年度については、例えば項目を絞った自己点検・評価活動を行い、外部評価委員会のご意見をいただく。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回の自己点検・評価活動において、以下のような検討及び改善が必要な点が指摘された。

1. 【2 教育の内容・方法・成果】

2019年度より教育課程連携協議会を立ち上げたが、2019年度の会合は1回にとどまり、その意見が教育課程の編成に具体的に反映されるまでには至っていないこと。

2. 【3 教員・教員組織】

現在、管理会計系の専任教員が講師1名であり、教授又は准教授が配置されていないこと。
国際経験、性別等においてバランスを欠くこと。

3. 【4 学生の受け入れ】

入学定員を充足すること、つまり入学定員充足率を上げていくことも重要であるが、それと同時に、高度会計専門職業人の養成という固有の目的に即し、潜在的な能力の高い学生をより多く獲得していくために、入学試験における入学志願者の増加をどのように図るかが検討課題であり、改善が必要な点である。

4. 【5 学生支援】

障がいのある学生に対する支援実績がなく、体制整備が十分であるとは言えないこと。
修了生の同窓会組織等への支援が十分ではないこと。

5. 【6 教育研究等環境】

校舎移転に伴い、障がいのある者のための施設・設備の整備として、多目的トイレの設置、教室の扉について引き戸を設置する等の対応をしているが、建物の出入り口については、対応できていない。また、図書室を増床して書架を増設したが、書籍そのものの増加は十分にできていない。

6. 【7 管理運営の点検・評価】

現在、月に一度SD活動会議を実施しているが、内容が業務の報告や連絡に留まっている傾向があるため、事務職員の資質向上のための取り組みが実施できるよう、改善が必要である。

7. 【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

小規模であり教職員数も少ない本学が、平均して2～3年に一回、公的な認証評価を受審するという状況の中で、今後自主的な自己点検・評価作業をどのように位置付け、定期的に自己点検・評価を行っていくか再考する必要がある。

(2) 今後の改善方策、計画等について

今後は上記(1)に掲げた改善点に取り組むことで教育の質の更なる向上を目指していく。

具体的には、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成するために、速やかに教育課程連携協議会を開催する。また、入学志願者の増加を図ることで潜在的な能力の高い学生をより多く獲得するため、志望別（公認会計士／税理士／留学生等）の案内告知物の作成などによる教育メッセージの強化や、説明会や相談会による案内機会の強化に取り組むとともに、夜間授業時間の見直しや週末講義の充実など多様な学修利便に応えることで修学可能な対象者の拡大に努める。更に、FD活動による教員の質的向上や、SD活動会議による職員の資質向上に取り

組み、特にSD活動会議の内容及び実施時期等について見直すことで学生支援体制を強化していく。このような取り組みを中心に教育の質の更なる向上を目指していく。